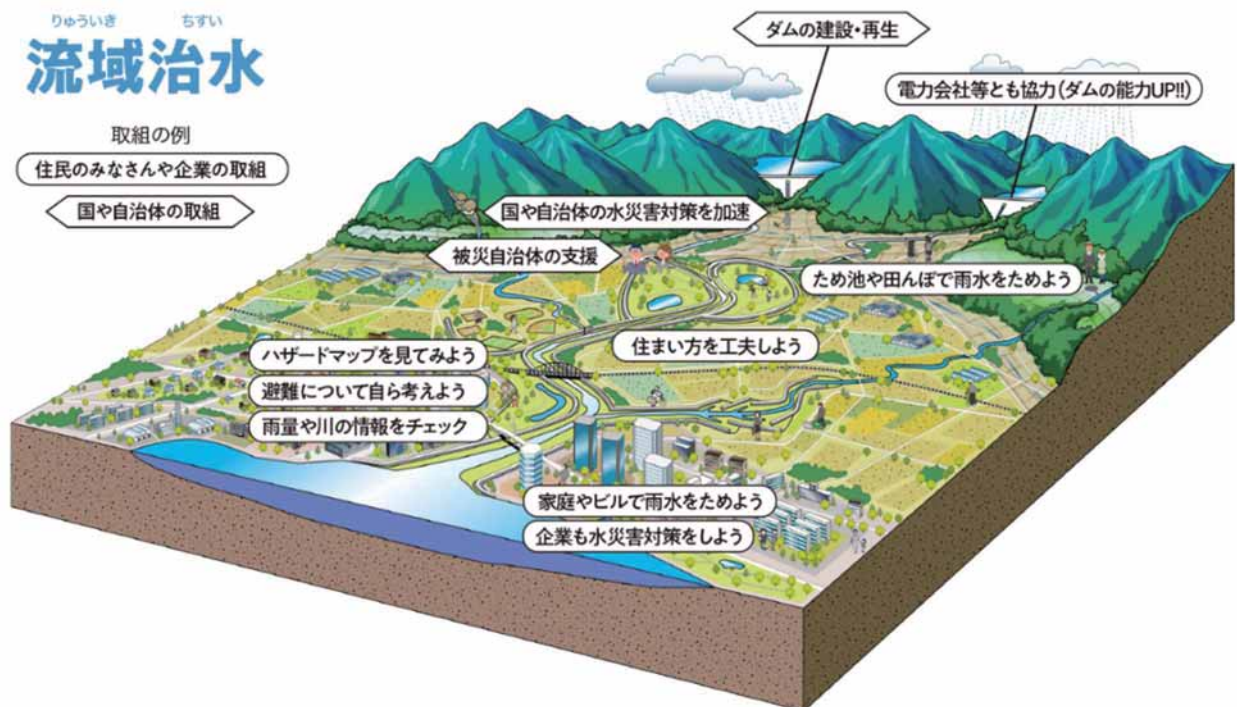


筑後市流域治水プロジェクト推進計画

ver1.00

〈治水対策施策集・推進スケジュール・位置図〉



引用：「カワナビ」(国土交通省)
<https://www.mlit.go.jp/river/kawanavi/prepare/vol11.html>

令和6年3月策定

筑後市

はじめに (背景)

みんなを襲う水災害

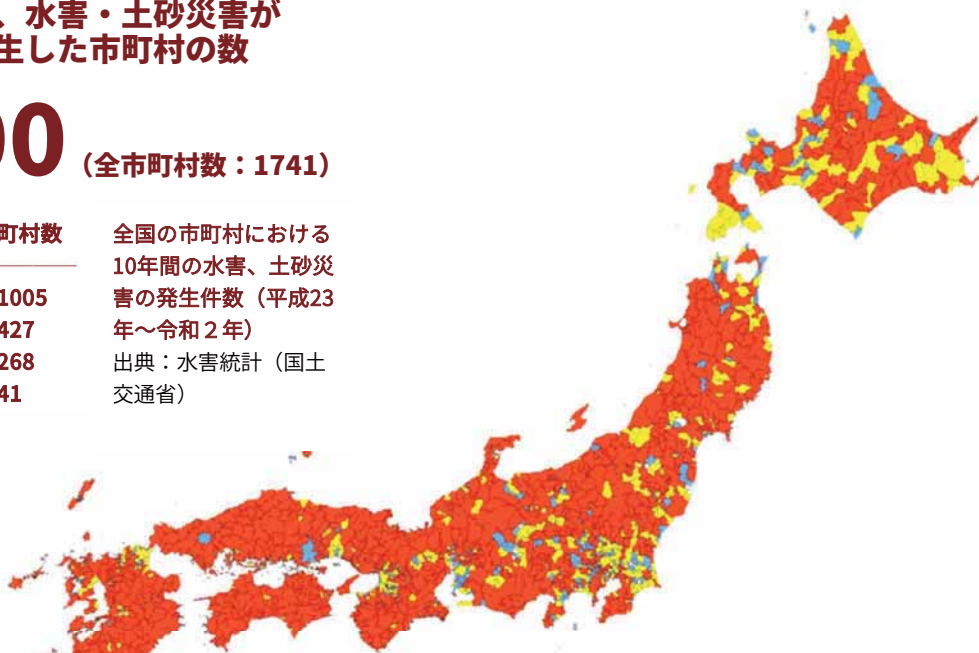
令和2年までの10年間、1回も水害、土砂災害が発生しなかった市町村は、わずか41。
水災害は国民全員に関係し、これからリスクがますます高まろうとしている中、産官学民が協働して「流域治水」を推進し、社会の安全度を高めていくことが重要に。

10年間で、水害・土砂災害が
1回以上発生した市町村の数

1700 (全市町村数：1741)

発生件数	市町村数
10回以上	1005
5-9回	427
1-4回	268
0回	41

全国の市町村における
10年間の水害、土砂災害の発生件数 (平成23年～令和2年)
出典：水害統計 (国土交通省)



気候変動により、これから洪水発生が増えることが懸念されている。

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇時	約 1.1 倍	約 1.2 倍	約 2 倍
4℃上昇時	約 1.3 倍	約 1.4 倍	約 4 倍



行政の取組だけでなく、企業・団体、個人に
流域治水の理解、浸透を図り
主体的な行動を促していくことが重要。

引用：「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会 第1回 資料 2-1」(国土交通省)を
基に作成 https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/suigairisk2/dai01kai/pdf/shiryoku2

はじめに（流域治水の推進）

流域治水の推進 ～これからは流域のみんなで～

近年、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が発生するなど、人命や社会経済への甚大な被害が生じています。本市においても、記録的な大雨や局地的、短時間の豪雨が頻発する傾向にあり、市内各地で氾濫等による浸水被害が発生しています。

浸水被害を軽減・防止するためには、河川や水路等の改修をはじめとした、これまでのハード対策をさらに推進するとともに、国・県・流域自治体・企業・住民など流域全体のあらゆる関係者が協働して流域治水対策に取り組むことが必要です。

今回とりまとめた筑後市流域治水プロジェクト推進計画は、本市が取り組んでいる各施策のポイント等を分かりやすく簡潔にまとめたものであり、地域の特性等に応じた各施策の効果的な実践や、関係者間の連携に繋がることを期待するものです。今後も施策集の内容の更新や充実等を継続的に図っていく予定です。

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めます。

流域に関わる全員で水災害に立ち向かう

「流域治水」の推進



「流域治水」とは、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速させるとともに、さらに集水域（雨水が河川に流入するエリア）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定されるエリア）にわたる流域に関わる全員で水災害対策を行う考え方です。

対策の3つ柱

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

これら3つの柱に沿って、対策を紹介していきます。

引用：「流域治水協議会」（国土交通省）https://www.cbr.mlit.go.jp/ryuiki_chisui/index.html

目次 <第1章 治水対策施策集>

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

河川整備等	#1-1 護岸整備や堤防嵩上げなど「市営河川の整備」	- 8 -
	#1-2 断面の拡幅や護岸整備など「水路の整備」	- 9 -
	#1-3 農業団体による「農業用水路の改良等」	- 10 -
	#1-4 適切に排水するための「富重堰の改修」	- 11 -
	#1-5 堤体の崩壊を防ぐための「天堤の改修」	- 12 -
	#1-6 河川断面を回復するための「市営河川の浚渫」	- 13 -
排水機能等の回復	#1-7 貯水容量を回復するための「クリークの浚渫」	- 14 -
	#1-8 排水機能を回復するための「道路側溝の浚渫」	- 15 -
	#1-9 行政区等が実施する「農業用水路の浚渫等事業の支援」	- 16 -
	#1-10 行政区等が実施する「下排水路の清掃や浚渫の支援」	- 17 -
	#1-11 行政区等が取り組む「水路等の清掃等の活動支援」	- 18 -
	#1-12 地域住民等と協働して取り組む「川と水を守る運動」	- 19 -
貯留・その他	#1-13 多面的機能支払交付金制度による「農地や水路の保全」	- 20 -
	#1-14 大雨予測時の「国営水路等の先行排水」	- 21 -
	#1-15 雨水を一時的に貯留する「田んぼダムの取り組み」	- 22 -
	#1-16 大雨予測時の「水門等の適正操作」	- 23 -
	#1-17 迅速な水門操作のための「水門の動力化」	- 24 -
	#1-18 流出抑制のための「学校施設への調整池の整備」	- 25 -
	#1-19 公共下水道全体計画区域内の「下水道への接続促進」	- 26 -
	#1-20 中心市街地である「JR羽犬塚駅周辺地区の浸水対策」	- 27 -

2 被害対象を減少させるための対策

誘導	#2-1 計画的な土地利用の誘導を図るための「立地適正化計画」	- 30 -
----	---------------------------------	--------

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

情報発信等	#3-1 総合的な災害情報を知るための「筑後市防災ガイドブック」	- 34 -
	#3-2 リアルタイムで情報発信「雨量観測システム」	- 35 -
	#3-3 リアルタイムで情報発信「危機管理型水位計・監視カメラ」	- 36 -
	#3-4 広報ちくご・SNSなど「多様な手段で防災情報を発信」	- 37 -
	#3-5 市内一斉に情報伝達する「ちくごコミュニティ無線」	- 38 -
	#3-6 情報等のオープンデータ化による「防災情報の容易な取得」	- 39 -
	#3-7 システムの早期復旧による「市役所窓口業務の継続」	- 40 -
避難路	#3-8 道路冠水を軽減・防止するための「市道の整備」	- 41 -
	#3-9 道路冠水時の転落事故を防ぐための「交通安全対策」	- 42 -
	#3-10 定期点検・保全対策工事による「橋梁の被災防止対策」	- 43 -
施設の浸水対策	#3-11 止水板の設置による「市庁舎の浸水対策」	- 44 -
	#3-12 防水扉への改修による「久恵浄水場施設の浸水対策」	- 45 -
	#3-13 強制排水設備の整備による「北牟田配水場の浸水対策」	- 46 -
	#3-14 指定避難所となる「中央公民館（サンコア）の浸水対策」	- 47 -
	#3-15 利用者の安全を守るための「高齢者施設等の水害対策」	- 48 -
	#3-16 河川区域内に設置されている「恋ぼたるの浸水対策」	- 49 -
	#3-17 校舎への浸水を防ぐための「小中学校に土のう備蓄」	- 50 -
	#3-18 地域の防災拠点となる「北部交流センター（チクロス）」	- 51 -
拠点等	#3-19 避難所を迅速に開設するための「防災倉庫」	- 52 -
	#3-20 地域住民による水防活動のための「土のうステーション」	- 53 -
	#3-21 迅速な水防活動のための「簡易型止水板の備蓄」	- 54 -

目次 <第1章 治水対策施策集 続き>

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（続き）

意識の向上・啓発等	#3-22 防災について学び考える「防災講座の開催」	55-
	#3-23 市民や地域の防災力向上のための「防災講話の開催」	56-
	#3-24 消防士が伝える災害への備え「防災講話の開催」	57-
	#3-25 災害時の助け合いに繋がる「地域福祉活動の啓発」	58-
	#3-26 高齢者や障害者など「避難行動要支援者への支援制度」	59-
	#3-27 防災意識を高めるための「小中学校で学ぶ自然災害」	60-
	#3-28 児童の安全を守るための「小中学校の危機管理マニュアル」	61-
	#3-29 住民協働による「JR羽犬塚駅周辺地区の防災まちづくり」	62-
	#3-30 市立図書館に「防災に関する蔵書」	63-
	#3-31 応急対策力の向上のための「筑後市防災訓練（水防訓練）」	64-
各種訓練・人材育成等	#3-32 多数の関係者が集合し実施する「筑後市総合防災訓練」	65-
	#3-33 管工事業者と協働して実施する「上下水道施設の防災訓練」	66-
	#3-34 利用者の安全を守るための「おひさまハウスでの訓練」	67-
	#3-35 迅速に人命を救助するための「水難救助体制の強化」	68-
	#3-36 通報の迅速な対応のための「消防・救急・救助体制の確保」	69-
	#3-37 安全な水防活動に必要な「水防団体制の強化」	70-
	#3-38 地域防災力向上のための「自主防災組織への支援」	71-
	#3-39 地域防災の担い手となる「防災士の育成支援」	72-
	#3-40 石油等の流出を防ぐ「危険物施設風水害対策実施計画」	73-
	#3-41 役割分担等を取りまとめた「筑後市地域防災計画」	74-
各種計画・協定等	#3-42 災害廃棄物の処理のための「筑後市災害廃棄物処理計画」	75-
	#3-43 大規模災害に備えるための「筑後市国土強靱化地域計画」	76-
	#3-44 行政機能維持のための「筑後市業務継続計画（BCP）」	77-
	#3-45 業務継続のための「介護保険事業所のBCP策定支援」	78-
	#3-46 定期監査時に「社会福祉法人の業務継続計画の確認」	79-
	#3-47 人的支援を受け入れるための「筑後市災害時受援計画」	80-
	#3-48 迅速な応急活動のための「企業や団体との災害時応援協定」	81-
	#3-49 保険請求や被災者支援に必要な「罹災証明書の発行」	82-
	#3-50 農家の経営安定のための「収入保険制度」	83-
	#3-51 気候変動に密接に関連する「地球温暖化防止事業」	84-
その他	#3-52 議員がとるべき行動を定めた「筑後市議会災害時行動指針」	85-

目次 <第2章 推進スケジュール（治水対策の取組ロードマップ）>

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	88-
2 被害対象を減少させるための対策	90-
3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	92-

目次 <第3章 治水対策の位置図>

筑後市の治水対策【位置図】	98-
---------------	-----

治水対策施策集の見方

流域治水における
施策の柱の種別です

流域治水対策の施策
の名称です。

左が市の担当課、右
が取組主体等です。

現状の課題や方向性
を示しています。

取り組み内容や手段
を示しています

施策の実施によって
得られる効果です

施策に関する事業費
等です。事業費が流
動的なものについて
は「〇千円の一部」
と表記しています

1 宅地をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-13 多面的機能支払交付金制度による「農地や水路の保全」

- 取組主体 市（農政課）／農政区、農業団体
- 課題等 農業用水路の土砂堆積により、水路の断面が減少し、増水時に越水等のおそれがある。
- 取組内容 優良農地の維持や耕作放棄地の発生予防・再生を図る取り組みに対して「多面的機能支払交付金」を交付する。
- 効果 農地の保水（湛水）機能の維持向上による防災・減災
- 総合計画 3-1-3 農用地と営農環境の保全
- 事務事業 日本型直接支払制度事務
- 事業費等 38,615千円の一部（RS・交付金） 実施時期 毎年度

第6次筑後市総合計
画（後期基本計画）
における施策又は基
本事業の名称です。

施策に関する事務事
業の名称です

取り組みの実施時期
を示しています

総合計画年度におけ
る従前、短期、中期
長期の大まかな工程
を示しています。

取り組みのイメージ
や参考資料等を掲載
しています。

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
多面的機能支払交付金の交付		



▲クリークの法面の草刈り



▲クリークの法面の清掃

筑後市流域治水プロジェクト推進計画ver1.00

第1章

治水対策施策集

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

空白ページ

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-1 護岸整備や堤防嵩上げなど「市営河川の整備」

- 取組主体 市（水路課）
- 課題等 市営河川の線形不良や断面不足により、大雨時にその水量を十分に処理できないことがあり、その状況が原因となって浸水被害が発生するリスクがある。
- 取組内容 浸水被害の軽減に効果の高い箇所を重点的に選定し、「緊急自然災害防止対策事業」を活用して護岸整備などの河川改良や堤防嵩上げなどの治水対策を行う。
- 効果 排水機能や通水機能の向上による越水の防止、護岸浸食の軽減
- 総合計画 1-5-3 河川・水路の整備推進と維持管理
- 事務事業 河川改良事業、市営河川緊急治水対策事業
- 事業費等 7,700千円（R5・工事請負費） ■ 実施時期 R2年度～（緊自債）

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
▶	市営河川の整備	▶



▲外水氾濫を繰り返していた治水対策前の倉目川



▲堤防嵩上げと護岸改修などの治水対策を実施した倉目川

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-2 断面の拡幅や護岸整備など「水路の整備」

- 取組主体 市（水路課）
- 課題等 水路の線形不良や断面不足により、大雨時にその水量を十分に処理できないことがあり、その状況が原因となって浸水被害が発生するリスクがある。
- 取組内容 浸水被害の軽減に効果の高い箇所を重点的に選定し、「緊急自然災害防止対策事業」や「農村総合整備事業」等の事業を活用して断面の拡幅や護岸整備等を行う。
- 効果 排水機能や通水機能の向上による越水の防止、護岸浸食の軽減
- 総合計画 1-5-3 河川・水路の整備推進と維持管理
- 事務事業 水路改良事業、農村総合整備事業、集落基盤整備事業
- 事業費等 189,300千円（R5・工事請負費） ■ 実施時期 H31年度～（緊自債）

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
▶	水路の整備 ▶	▶



▲整備前の集落内の水路



▲農村総合整備事業で整備した集落内の水路

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-3 農業団体による「農業用水路の改良等」

- 取組主体 市（農政課）／農業団体
- 課題等 農業用水路の老朽化や土砂堆積、水門の老朽化等により、機能が維持できていない。
- 取組内容 農業団体が行う簡易な用排水改良や浚渫に対して、「筑後市農村集落小規模事業補助金」を交付し、農業基盤の整備及び、機能回復を図る。
- 効果 農業用排水路の機能回復、農地湛水被害の軽減
- 総合計画 3-1-3 農用地と営農環境の保全
- 事務事業 農村集落小規模事業
- 事業費等 5,300千円（R5・補助金）
- 実施時期 S63年度～

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
農道・水路等の整備		



▲水路断面を阻害している農道の橋脚



▲橋脚を撤去した改修後の農道

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-4 適切に排水するための「富重堰の改修」

- 取組主体 市（水路課）
- 課題等 県営河川山ノ井川に設置されている富重堰は、老朽化による漏水や堰操作に関する不具合が生じており、大雨時に操作ができなくなるおそれがある。
- 取組内容 県営農業用河川工作物等応急対策事業（富重地区）により、富重堰の扉体の更新、堰体の補強、機械設備の更新など行う。
- 効果 不具合による操作不能などのリスクの低減
- 総合計画 1-5-3 河川・水路の整備推進と維持管理
- 事務事業 富重堰改修事業、集落基盤整備事業
- 事業費等 388,000千円（全体事業費）
- 実施時期 H31年度～R6年度

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
H31 事業着手	改修工事（R6 完成予定）	



▲老朽化による腐食により漏水している富重堰



▲改修が進む富重堰（工事の様子）

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-5 堤体の崩壊を防ぐための「天堤の改修」

- 取組主体 市（水路課）
- 課題等 天堤の堤防の老朽化や強度不足により、大雨時や地震発生時に堤体の崩壊や漏水を引き起こし、浸水被害が発生するおそれがある。
- 取組内容 ①県営ため池等整備事業（天堤地区）により、上下ため池の統合、堤体改修、護岸整備など行う。また、②県営集落基盤整備事業（筑後市3期地区）により、老朽化した護岸の改修や園路の整備等を行う。
- 効果 堤体の崩壊や漏水による氾濫の抑制
- 総合計画 1-5-3 河川・水路の整備推進と維持管理
- 事務事業 ため池整備事業（天堤上・下地区）、集落基盤整備事業
- 事業費等 440,790千円（全体事業費）
- 実施時期 ① H28年度～R4年度
② R7年度～（予定）

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
H28～R4（完成）	測量・設計	工事



▲改修前の天堤（上池・下池）[黄色点線：事業範囲]



▲上池・下池の統合、堤体改修、護岸整備等が行われた天堤

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-6 河川断面を回復するための「市営河川の浚渫」

- 取組主体 市（水路課）
- 課題等 市営河川に堆積している土砂や樹木により水路の断面が減少し、増水時に越水等のおそれがある。
- 取組内容 時限的に新設された「緊急浚渫推進事業」を活用し、市営河川に堆積している土砂の浚渫及び樹木伐採を行う。
- 効果 河川断面の回復による氾濫の抑制
- 総合計画 1-5-3 河川・水路の整備推進と維持管理
- 事務事業 市営河川緊急浚渫推進事業
- 事業費等 35,000千円（R5・工事請負費） ■ 実施時期 R2年度～（緊急債）

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
▶	市営河川の浚渫 ▶	▶



▲河川内に大量に堆積した土砂



▲バックホウによる浚渫作業

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-7 貯水容量を回復するための「クリークの浚渫」

- 取組主体 市（水路課）
- 課題等 クリークに堆積している土砂や樹木により貯水量が減少し、増水時に越水等のおそれがある。
- 取組内容 時限的に新設された「流域湛水減災対策事業補助金」及び「緊急浚渫推進事業」を活用し、クリークに堆積している土砂の浚渫及び樹木伐採を行う。
- 効果 クリークの貯水容量回復による氾濫の抑制
- 総合計画 1-5-3 河川・水路の整備推進と維持管理
- 事務事業 クリーク緊急浚渫推進事業
- 事業費等 22,500千円（R5・工事請負費） ■ 実施時期 R2年度～（緊急債等）

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
▶	▶ クリークの浚渫	▶



▲大量に堆積した土砂と樹木



▲浚渫と樹木伐採を実施した後

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-8 排水機能を回復するための「道路側溝の浚渫」

- 取組主体 市（道路課）／行政区（地域住民）
- 課題等 市道の雨水排水機能不足により、大雨時に道路冠水や災害のおそれがある。
- 取組内容 道路側溝に堆積している土砂等の浚渫を直営や業務委託にて行う。また、行政区（地域住民）による道路側溝の清掃や浚渫に対し、蓋上げ器等の器具貸出を行う。
- 効果 道路排水の機能向上による道路冠水の軽減・防止
- 総合計画 1-5-2 生活道路の整備推進と維持管理
- 事務事業 道路維持管理事業
- 事業費等 31,309千円の一部（R5・委託料） ■ 実施時期 随時

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
▶	道路側溝の浚渫・器具貸出	▶



▲蓋上げ器による作業



▲吸引車による道路側溝の浚渫作業

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-9 行政区等が実施する「農業用水路の浚渫等事業の支援」

- 取組主体 市（水路課）／行政区、農業団体
- 課題等 農業用水路の土砂堆積により、水路の断面が減少し、増水時に越水等のおそれがある。
- 取組内容 行政区や農業団体が行っている水路の浚渫事業に対し、市独自事業である「筑後市農業用幹線用排水路しゅんせつ事業補助金」を交付し、地域の保全活動を支援する。
- 効果 農業用水路の排水能力回復による氾濫の抑制
- 総合計画 1-5-3 河川・水路の整備推進と維持管理
- 事務事業 農業用水路しゅんせつ補助金
- 事業費等 10,000千円（R5・補助金）
- 実施時期 毎年度

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
R2～R4 休止	農業用水路の保全活動の支援	



▲農業用水路に堆積した土砂



▲バックホウで堆積土を浚渫した後

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-10 行政区等が実施する「下排水路の清掃や浚渫の支援」

- 取組主体 市（かんきょう課）／行政区（地域住民）
- 課題等 下排水路の汚濁や水害を防ぐとともに、快適で衛生的な住みよい環境づくりを推進する必要がある。
- 取組内容 行政区（地域住民）による下排水路等の清掃や浚渫に対し、市独自事業である「筑後市下排水路等清掃及びしゅんせつ事業補助金」を交付し、地域の環境保全活動を支援する。
- 効果 下排水路等の維持管理と水質汚濁等の防止、安全安心な水環境の保全
- 総合計画 2-1-3 生活環境の改善
- 事務事業 下排水路清掃事業
- 事業費等 300千円（R5・補助金） ■ 実施時期 毎年度

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
▶	下排水路の清掃等活動の支援	▶



▲住民による下排水路の清掃・浚渫活動

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-11 行政区等が取り組む「水路等の清掃等の活動支援」

- 取組主体 市（協働推進課）／行政区・校区コミュニティ、市民・市民活動団体
- 課題等 水路の草木等が水路断面、法面を阻害し、増水時に越水等のおそれがある。
- 取組内容 行政区・校区コミュニティ等が行う水路等の法面の除草等の清掃作業などの取り組みに対して、補助金の交付又は清掃用具等の提供による活動支援を行う。
- 効果 水路等の維持管理、水質汚濁等の防止、水環境の保全、治水意識の醸成
- 総合計画 7-1 市民協働の推進
- 事務事業 行政区活動補助金、校区コミュニティ・地域活動支援事務、環境パートナー事業
- 事業費等 60,000千円の一部（R5・補助金） ■ 実施時期 毎年度

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
補助金の交付、清掃用具提供		



▲行政区等による水路の清掃活動①





▲行政区等による水路の清掃活動②

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-12 地域住民等と協働して取り組む「川と水を守る運動」

- 取組主体 川と水を守る運動推進連絡協議会〔市（かんきょう課）、行政区、地域住民、事業所〕
- 課題等 下排水路等の清掃を実施することにより、水路の汚濁や水害を防ぐとともに、快適で衛生的な住みよい環境づくりを推進する必要がある。
- 取組内容 地域住民、事業所、市の協働による清掃作業により、下排水路等の堆積泥土やごみを除去し処分する。
- 効果 水路等の維持管理と水質汚濁等の防止、安全安心な水環境の保全
- 総合計画 2-1-3 生活環境の改善
- 事務事業 川と水を守る運動推進事業
- 事業費等 10,245千円（R5）
- 実施時期 毎年度（5月）

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
 川と水を守る運動（毎年5月） 		



▲大量に堆積した泥土と繁茂した雑草



▲堆積泥土の浚渫と清掃作業後

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-13 多面的機能支払交付金制度による「農地や水路の保全」

- 取組主体 市（農政課）／農政区、農業団体
- 課題等 農業用水路の土砂堆積により、水路の断面が減少し、増水時に越水等のおそれがある。
- 取組内容 優良農地の維持や耕作放棄地の発生予防・再生を図る取り組みに対して「多面的機能支払交付金」を交付する。
- 効果 農地の保水（湛水）機能の維持向上による防災・減災
- 総合計画 3-1-3 農用地と営農環境の保全
- 事務事業 日本型直接支払制度事務
- 事業費等 38,615千円の一部（R5・交付金） ■ 実施時期 毎年度

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画



▲クリークの法面の草刈り



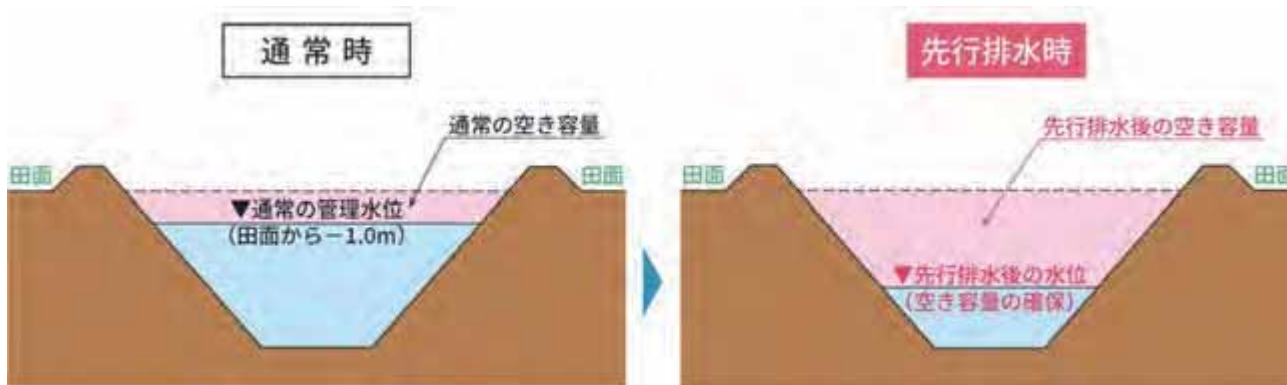
▲クリークの法面の清掃

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-14 大雨予測時の「国営水路等の先行排水」

- 取組主体 市（水路課）／国、県、流域自治体、水利関係者
- 課題等 過去の大雨時の内水氾濫等により、大規模かつ長時間の湛水が発生し、家屋や農業等に深刻な被害が発生しており、被害を軽減・防止する必要がある。
- 取組内容 大雨が予測される場合、筑後川下流域の関係者が連携して、国営水路（本市は4路線）や水路、ため池に貯水している農業用水を事前に放流することで空き容量を確保し、大雨に備える。
- 効果 クリークの空き容量確保による湛水被害の軽減・防止
- 総合計画 1-5-3 河川・水路の整備推進と維持管理
- 事務事業 筑後川下流域土地改良事業
- 事業費等 ー
- 実施時期 大雨予測時

従前 (R2～R4)	短期 (R5～R8)	中期長期
第六次筑後市総合計画 (前期基本計画)	第六次筑後市総合計画 (後期基本計画)	次期総合計画
R3 試行開始	先行排水 (試行継続・拡大)	



▲通常時の管理水位のイメージ

▲先行排水時の水位イメージ



▲通常時の国営水路



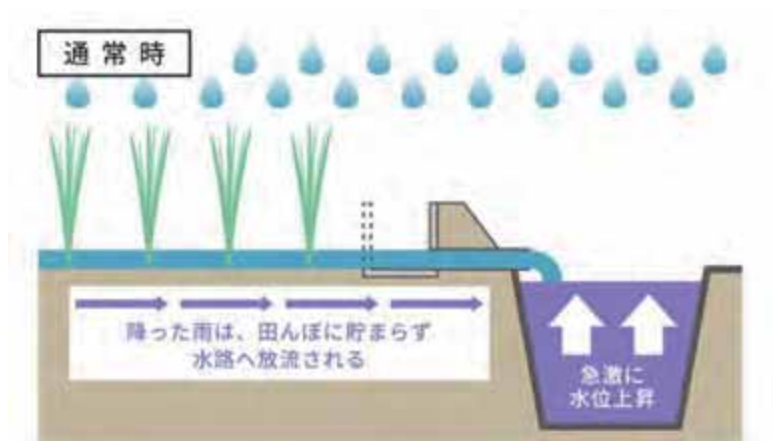
▲先行排水後の国営水路

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-15 雨水を一時的に貯留する「田んぼダムの取り組み」

- 取組主体 市（農政課）／農政区、農業団体
- 課題等 集中豪雨時に水田から一斉に雨水が排出されることにより、湛水被害が発生するおそれがある。
- 取組内容 水田の排水柵に雨水の流出量を抑制するための調整板を設置し、雨水を一時的に貯留する。この取り組みに対して「多面的機能支払交付金」に加算金を交付する。
- 効果 当該地域や下流域の湛水被害リスクの低減
- 総合計画 3-1-3 農用地と営農環境の保全
- 事務事業 日本型直接支払制度事務
- 事業費等 38,615千円の一部（R5・交付金） ■ 実施時期 毎年度（6～10月）

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
R4 開始	田んぼダム（継続・拡大）	



▲通常時の田んぼのイメージ



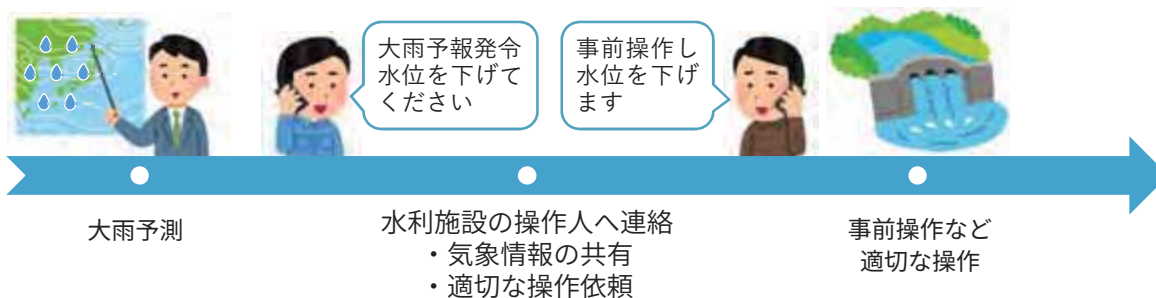
▲田んぼダムのイメージ

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-16 大雨予測時の「水門等の適正操作」

- 取組主体 市（水路課）／水利関係者、水門操作人
- 課題等 大雨時の水門操作の遅れにより、内水氾濫等が発生し、道路や家屋、農業等に深刻な被害をもたらす恐れがある。
- 取組内容 大雨が予測される場合、比較的規模の大きい河川や水路に設置されている水門、農業用ため池等の操作人に対して、気象情報の共有と事前操作など適切な操作を依頼し、大雨に備える。
- 効果 適切な水門等の操作による浸水被害の軽減・防止
- 総合計画 1-5-3 河川・水路の整備推進と維持管理
- 事務事業 水利施設維持管理、河川管理事務
- 事業費等 ー
- 実施時期 大雨予測時

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
	気象情報共有、水門操作依頼	



▲大雨予測時の対応イメージ

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-17 迅速な水門操作のための「水門の動力化」

- 取組主体 市（水路課）／土地改良区、農業団体等
- 課題等 大雨時の水門操作に遅れが生じ、排水が間に合わず浸水被害が発生するおそれがある。
- 取組内容 先行排水を実施している地域の河川や水路に設置されている重要な水門について「福岡県農村整備総合事業補助金」を活用し、水門の動力化を図る。
- 効果 水門操作の迅速化・省力化、氾濫の抑制
- 総合計画 1-5-3 河川・水路の整備推進と維持管理
- 事務事業 農村総合整備事業
- 事業費等 4,500千円（R5・工事請負費） ■ 実施時期 R3年度～

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
R3 事業開始	水門の動力化	



▲手動による水門操作



▲動力化後の水門操作（電動工具による操作）

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-18 流出抑制のための「学校施設への調整池の整備」

- 取組主体 市（教育総務課）
- 課題等 大雨や集中豪雨により、学校施設から排出する雨水によって河川・水路が洪水し、周辺地域に浸水被害が発生するおそれがある。
- 取組内容 建設中の市立筑後南小学校に調整池（720m³）を設置し、施設内の雨水を一時貯留する。
- 効果 水位の急激な上昇抑制、周辺地域の浸水被害の軽減
- 総合計画 5-1 学校教育の充実
- 事務事業 再編新設小学校整備事業
- 事業費等 未定 ■ 実施時期 R7年度完成予定

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
➡	建設工事（R7 完成予定）➡	



▲市立筑後南小学校配置図（調整池）

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-19 公共下水道全体計画区域内の「下水道への接続促進」

- 取組主体 市（上下水道課）／市民、事業所
- 課題等 集中豪雨による内水氾濫を抑制するために、河川への負担を少しでも減らす必要がある。
- 取組内容 水洗化等排水設備工事費補助金により、下水道への接続を促進する。下水道への接続により、各家庭の汚水が下水管を通じて処理場に一時貯留される。
- 効果 集中豪雨時のピークカットによる河川への負担低減
- 総合計画 1-2-1 公共下水道の整備推進
- 事務事業 下水道接続促進事業
- 事業費等 8,392千円（R5・補助金）
- 実施時期 通年

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
→	下水道接続の促進 →	→



▲下水道接続による効果のイメージ

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#1-20 中心市街地である「JR羽犬塚駅周辺地区の浸水対策」

- 取組主体 市（都市対策課）
- 課題等 JR羽犬塚駅周辺地区（指定避難所であるサンコア周辺含む）は繰り返し浸水被害を受けており、都市機能の防災性・安全性の向上を図る必要がある。
- 取組内容 JR羽犬塚駅周辺地区まちづくりビジョンを踏まえ、防災まちづくりをメインテーマとした都市再生整備計画を策定し、これに基づく中心市街地の浸水対策整備を実施する。
- 効果 中心市街地の防災性・安全性の向上
- 総合計画 1-3-1 計画的な土地利用と市街地整備の充実
- 事務事業 都市計画変更・策定事務
- 事業費等 未定
- 実施時期 R5年度計画策定
R6年度事業開始予定

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
浸水対策の検討	R5 計画策定、R6 事業開始予定	



▲氾濫する水路



▲冠水する地区内の市道



▲冠水する国道 209 号①



▲冠水する国道 209 号②

筑後市流域治水プロジェクト推進計画ver1.00

第1章

治水対策施策集

2 被害対象を減少させるための対策

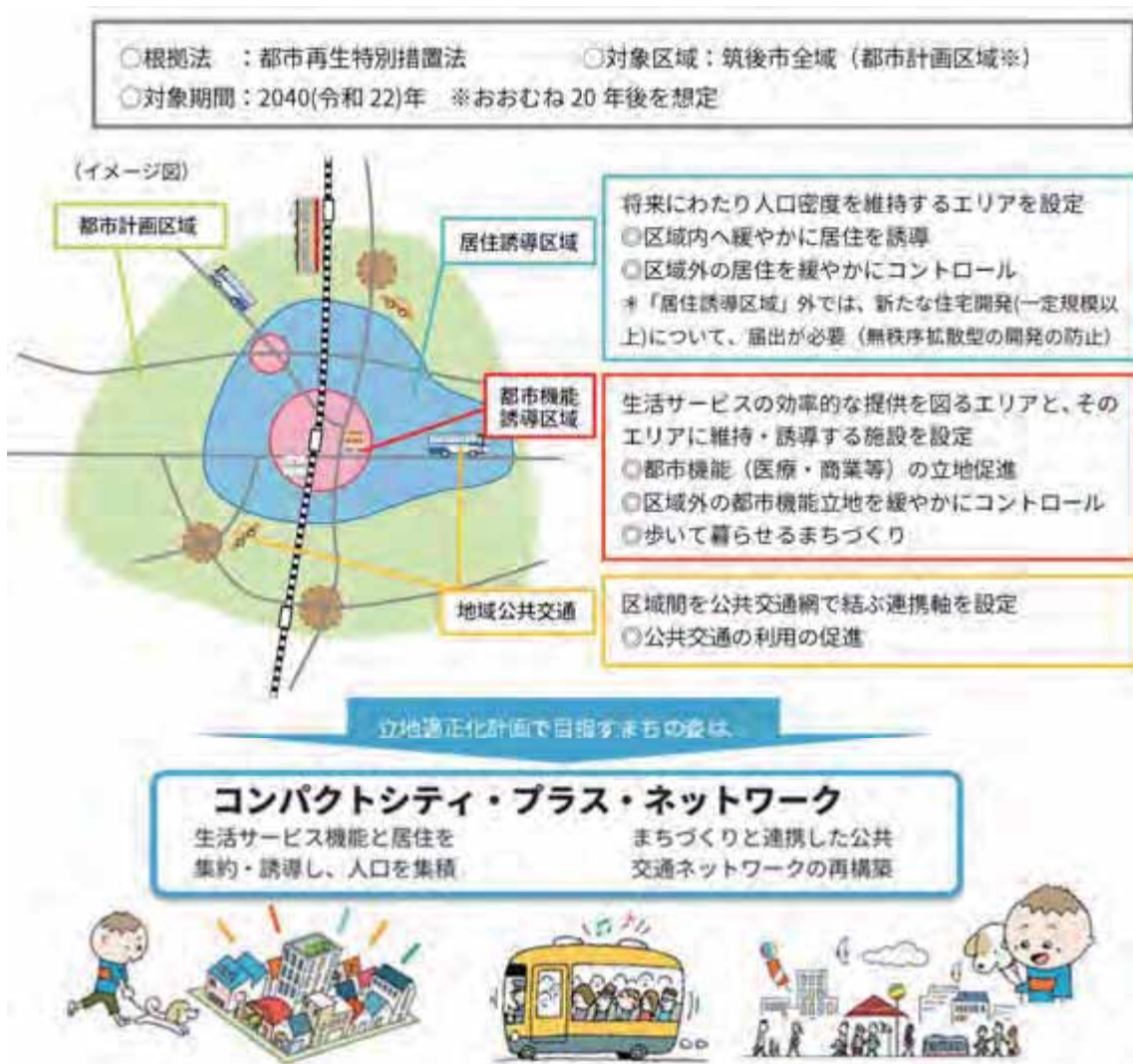
空白ページ

2 被害対象を減少させるための対策

#2-1 計画的な土地利用の誘導を図るための「立地適正化計画」

- 取組主体 市（都市対策課）
- 課題等 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進など、総合的な対策を講じる必要がある。
- 取組内容 災害リスクの低い地域に居住を誘導し、安全・安心でゆとりある都市環境を構築するため、社会経済状況の変化を踏まえながら、必要に応じて立地適正化計画の見直しを行い、計画的な土地利用の誘導を図る。
- 効果 コンパクトで安全・安心な市街地形成、防災まちづくりの推進
- 総合計画 1-3-1 計画的な土地利用と市街地整備の充実
- 事務事業 都市計画変更・策定事務
- 事業費等 ー
- 実施時期 R3年3月策定

従前 (R2～R4)	短期 (R5～R8)	中期長期
第六次筑後市総合計画 (前期基本計画)	第六次筑後市総合計画 (後期基本計画)	次期総合計画
R3.3 計画策定	土地利用の誘導・促進	



空白ページ

筑後市流域治水プロジェクト推進計画ver1.00

第1章

治水対策施策集

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

空白ページ

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-1 総合的な災害情報を知るための「筑後市防災ガイドブック」

- 取組主体 市（防災安全課）／市民、事業所
- 課題等 近年多発する自然災害に対し、自分が居住する地域の災害リスクの認識が不足することで被災する可能性がある。
- 取組内容 市内の河川や高潮での浸水想定区域や避難所等を示したマップや、防災啓発情報を掲載した「筑後市防災ガイドブック」を作成し、市民に配布する。また、ハザードマップはweb版も作成し、インターネットで公開する。
- 効果 市民の円滑な避難、防災意識の向上
- 総合計画 6-1-2 地域防災力の向上
- 事務事業 防災意識啓発事業
- 事業費等 8,250千円 (R5) ■ 実施時期 R5年11月公開 (webハザードマップ)
R6年3月改訂 (防災ガイドブック)

従前 (R2~R4)	短期 (R5~R8)	中期長期
第六次筑後市総合計画 (前期基本計画)	第六次筑後市総合計画 (後期基本計画)	次期総合計画
▶	インターネット公開、マップ配布	▶



▲防災啓発情報を掲載した「筑後市防災ガイドブック」



◀市ホームページ「筑後市 Web ハザードマップ」
http://www.city.chikugo.lg.jp/shimin/_6112/_3879/_29987.html

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-2 リアルタイムで情報発信 「雨量観測システム」

- 取組主体 市（防災安全課）／市民、事業所、水利関係者
- 課題等 災害時の避難情報発令や平常時の防災対策を推進するため、降雨量を正確に把握する必要がある。
- 取組内容 市役所東庁舎屋上に河川監視カメラ付き雨量計を設置し雨量を観測する。観測した降雨情報は、インターネットで公開する
- 効果 気象状況の把握、避難情報発令の円滑化
- 総合計画 6-1-1 防災・災害情報機能の充実
- 事務事業 防災・災害情報関係事務
- 事業費等 132千円（R5）
- 実施時期 R3年4月運用開始

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
R3.4 運用開始	雨量情報等インターネット公開	



▲スマートフォンでの操作イメージ

画像引用：「雨量観測システム EQROS」（エコー電子工業株式会社）
<https://www.eqros-aera.com/w/rainfall/maprainfall/708CD84BF319F7785F77388ABE094CC19136FC25F6878E950F6CABE630E79A7B>

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-3 リアルタイムで情報発信 「危機管理型水位計・監視カメラ」

- 取組主体 市（水路課）／市民、事業所、水利関係者
- 課題等 状況把握や適切な水防活動や避難行動にあたっては、河川や水路、ため池の水位を迅速かつ正確に把握する必要がある。
- 取組内容 主要な河川・水路・ため池の増水状況をリアルタイムに監視できるように、危機管理型水位計を20カ所、監視カメラを2カ所に設置する。これらの水位等情報は、インターネットで公開する。また、ため池8カ所に追加設置する。
- 効果 迅速で正確な状況把握、水防活動・避難判断の的確化
- 総合計画 6-1-1 防災・災害情報機能の充実
- 事務事業 河川管理事務、水利施設維持管理
- 事業費等 22,000千円（R5・工事請負費） ■ 実施時期 R3年4月運用開始
R5年度追加設置

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
R3.4 運用開始	水位情報等インターネット公開、追加設置	




▲スマートフォンでの操作イメージ

画像引用：「川の水位情報」（危機管理型水位計運用協議会）
<https://k.river.go.jp>

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-4 広報ちくご・SNSなど「多様な手段で防災情報を発信」

- 取組主体 市（総務広報課）／市民
- 課題等 市民や災害対応を担う行政や地域団体へ適切な情報を提供、共有することで、発災時に適切な対応行動を図り、被害を軽減する必要がある。
- 取組内容 平常時における備えや情報取得方法、発災時の観測情報、警報情報、避難（所）情報等について、広報紙、ホームページ、SNS、ちくごコミュニティ無線等各種媒体を通じた情報を発信する。
- 効果 情報共有による事前の備え、発災時の最善の行動・活動の促進
- 総合計画 7-3-1 広報の充実
- 事務事業 広報ちくご発行事業、ホームページ管理事務
- 事業費等 1,861千円（R5） ■ 実施時期 随時

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
		



▲広報ちくご（R5.6月号）「水害から身を守るために」

▲広報ちくご（R5.8月号）
「風水害に備える」



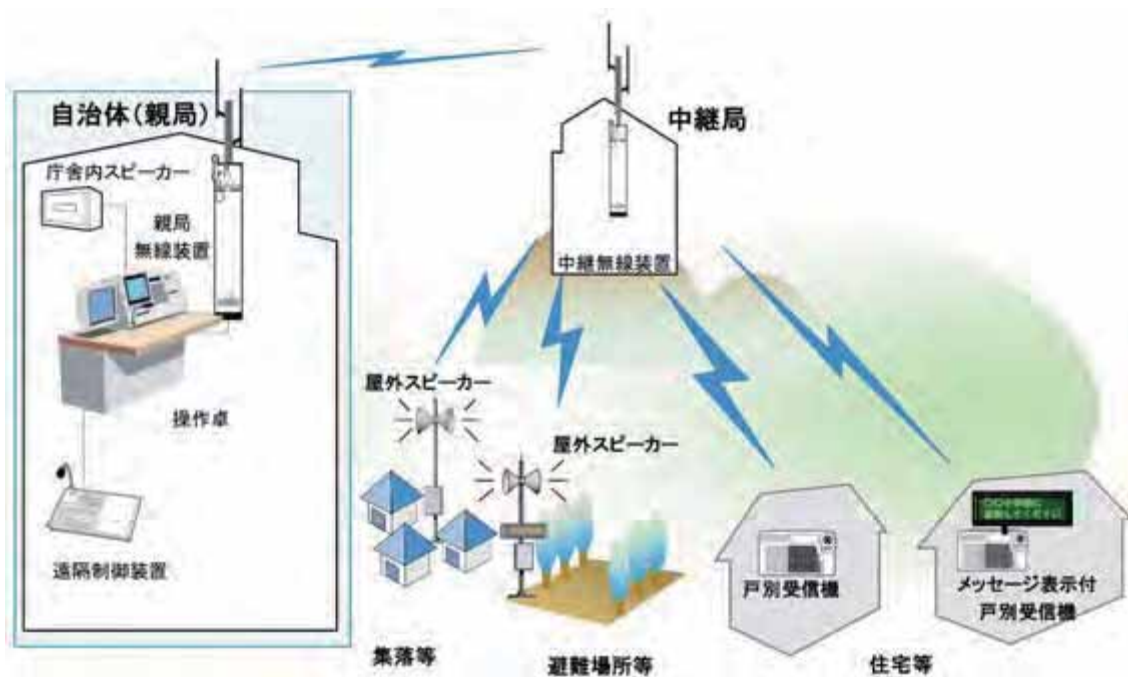
◀市公式 LINE メニュー画面から
河川水位・雨量の確認が可能

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-5 市内一斉に情報伝達する「ちくごコミュニティ無線」

- 取組主体 市（防災安全課）／市民
- 課題等 災害発生時には、市民に速やかに避難情報や避難所開設等の防災情報を伝達する必要がある。
- 取組内容 市内89カ所に設置した拡声子局を通じて、災害時の防災情報や平常時の行政情報を一斉に伝えるちくごコミュニティ無線を運用する。
- 効果 災害時の円滑な情報伝達
- 総合計画 6-1-1 防災・災害情報機能の充実
- 事務事業 ちくごコミュニティ無線運用事務
- 事業費等 3,833千円（R5・運用経費）
- 実施時期 随時

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
ちくごコミュニティ無線による情報伝達		



▲ちくごコミュニティ無線の概要図

画像引用：「令和2年版 消防白書」（総務省）を基に作成
https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/r2/items/r2_all.pdf

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-6 情報等のオープンデータ化による「防災情報の容易な取得」

- 取組主体 市（防災安全課、企画調整課等）／企業、市民
- 課題等 避難所情報やAED設置場所等、行政が保有している情報を市民が容易に得られるようにする。
- 取組内容 県と共同で運営する筑後市オープンデータカタログサイトを開設し、避難所一覧のデータセットを一般に公開する。企業がオープンデータを活用して開発したアプリ等を通じて、防災情報を発信する
- 効果 避難時や緊急時の必要な情報の容易な取得
- 総合計画 4-2-2 地域のデジタル化の推進
- 事務事業 地域情報化事務
- 事業費等 ー
- 実施時期 R2年度～

従前 (R2～R4)	短期 (R5～R8)	中期長期
第六次筑後市総合計画 (前期基本計画)	第六次筑後市総合計画 (後期基本計画)	次期総合計画
R2 オープンデータ化	避難所一覧のデータ公開	



活用例
 企業等が開発した地図アプリにオープンデータとしてインターネット上に公開している避難所情報等を活用することで、災害時に市民のスマホ等で確認できるようになります。

地図画像
 引用：スマートフォンアプリ「yahoo!防災速報」(LINE ヤフー株式会社)

○オープンデータとは
 オープンデータとは、国や地方公共団体が保有するデータのうち、誰もが規約の範囲内で容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、以下のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータのことです。

1. 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
2. 機械判読に適したもの
3. 無償で利用できるもの

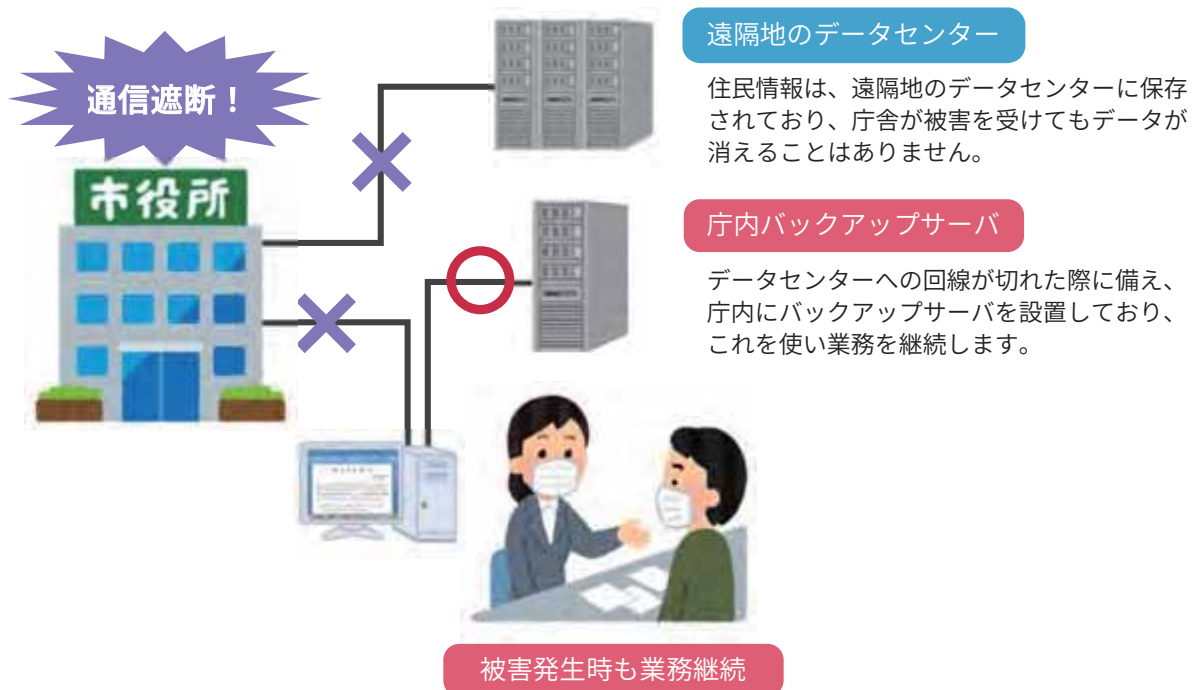
○筑後市の取り組み
 市ホームページで公開・公表しているデータのうち、個人情報が含まれるものや第三者が権利を保有するものなど、二次利用に制約があるものを除いてカタログサイトへのデータ公開を順次進めていきます。
 市のオープンデータは、オープンデータカタログサイト（BODIK ODCS）で公開しています。

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-7 システムの早期復旧による「市役所窓口業務の継続」

- 取組主体 市（企画調整課）
- 課題等 災害等によりデータセンターとの通信遮断が発生した場合、住民情報システムの早期復旧を行い、証明書発行等の窓口サービスを維持する必要がある。
- 取組内容 重要な住民情報は、遠隔地にある堅牢なデータセンターに保存しているが、データセンターとの通信が途絶えた場合に備え、バックアップシステムを庁舎内に整備する。
- 効果 通信遮断時の窓口業務の継続
- 総合計画 7-2-1 行政のデジタル化の推進
- 事務事業 電算システム維持管理・開発事務
- 事業費等 82,764千円の一部（R5）
- 実施時期 R2年度～

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
R2 システム整備	通信遮断時の窓口業務の継続	



▲災害時の住民情報システム復旧のイメージ

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-8 道路冠水を軽減・防止するための「市道の整備」

- 取組主体 市（道路課）
- 課題等 市道の雨水排水機能不足により、大雨時に道路冠水や災害のおそれがある。
- 取組内容 「社会資本整備総合交付金事業」や「緊急自然災害防止対策事業」を活用して、道路拡幅や歩道設置、側溝整備等を行う。
- 効果 災害の発生予防、災害の拡大防止、道路冠水の軽減・防止、安全な避難路の確保
- 総合計画 1-5-2 生活道路の整備推進と維持管理
- 事務事業 道路新設改良事業、社会資本整備総合交付金事業
- 事業費等 281,850千円（R5・工事請負費） ■ 実施時期 R4年度～（緊自債）

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
▶	市道の整備 ▶	▶



▲側溝の整備による道路冠水の防止



▲側溝の整備、道路橋の改修による道路冠水の防止

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-9 道路冠水時の転落事故を防ぐための「交通安全対策」

- 取組主体 市（道路課）
- 課題等 道路冠水や河川・水路からの越水により、河川・水路等に転落事故のおそれがある。
- 取組内容 河川や水路等が隣接する市道に、ガードレールや転落防止柵等の交通安全対策を行う。
- 効果 道路冠水時の事故防止、安全な避難路の確保
- 総合計画 1-5-2 生活道路の整備推進と維持管理
- 事務事業 交通安全対策事業
- 事業費等 12,000千円（R5・工事請負費） ■ 実施時期 通年

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
交通安全施設の整備		



▲ガードレールの設置による車両の転落防止



▲転落防止柵の設置による歩行者の転落防止

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-10 定期点検・保全対策工事による「橋梁の被災防止対策」

- 取組主体 市（道路課）
- 課題等 橋梁の脆弱化により、大雨時に橋梁施設の流出等、被災のおそれがある。
- 取組内容 橋梁長寿命化計画に基づく定期点検を活用し、橋梁施設の状況把握を行い、必要に応じて根固め等の被災防止対策を行う。
- 効果 大雨時の橋梁への被災防止、安全な避難路の確保
- 総合計画 1-5-2 生活道路の整備推進と維持管理
- 事務事業 橋りょう維持管理事業
- 事業費等 7,000千円（R5・工事請負費） ■ 実施時期 R4年度～

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
R4 開始	橋梁点検・被災防止対策	



▲崩落の危険性のある橋台



▲対策工事を実施した橋台

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-11 止水板の設置による「市庁舎の浸水対策」

- 取組主体 市（契約管財課）
- 課題等 過去の大雨により、敷地内が冠水し、低地に位置する書庫、機械室、電気室が浸水し、公文書や機械設備等が浸水被害を受け、庁舎管理に支障が生じた。
- 取組内容 書庫、機械室、電気室の出入口に止水板を設置する。
- 効果 公文書の適正な保存、空調機械及び電気室の稼働確保
- 総合計画 7-5-3 公共施設等のマネジメントの推進
- 事務事業 庁舎等維持管理業務
- 事業費等 1,089千円（R2）
- 実施時期 R2年度実施

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
R2 対策実施	止水板による浸水防止	



▲過去の大雨で浸水被害を受けた本庁舎



▲雨水の侵入を防ぐ止水板を設置

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-12 防水扉への改修による「久恵浄水場施設の浸水対策」

- 取組主体 市（上下水道課）
- 課題等 集中豪雨時に県営筑後広域公園内が冠水することによって、上水道施設が浸水被害を受け送水停止のおそれがある。
- 取組内容 県営筑後広域公園内に設置している久恵浄水場取水施設（2施設）の入り口扉を防水扉に改修する。
- 効果 施設防水扉化による冠水の防止、安定的な上水道の供給
- 総合計画 1-1-2 浄水・配水施設の維持管理
- 事務事業 原水及び浄水に関する業務
- 事業費等 2,701千円（R4）
- 実施時期 R4年度実施

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
R4 対策実施	防水扉による浸水防止	



▲防水扉に改修した取水施設（4号井）



▲防水扉に改修した取水施設（6号井）

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-13 強制排水設備の整備による「北牟田配水場の浸水対策」

- 取組主体 市（上下水道課）
- 課題等 集中豪雨時の西牟田地区冠水によって、上水道施設が冠水し配水停止のおそれがある。
- 取組内容 北牟田配水場の更新事業に伴い、地下施設（配水ポンプ室）及び場内排水において、配水ポンプが冠水しないよう強制排水設備を整備する。
- 効果 施設内及び配水場場内の冠水防止、安定的な上水道の供給
- 総合計画 1-1-2 浄水・配水施設の維持管理
- 事務事業 北牟田配水場更新事業
- 事業費等 2,064,031千円（全体事業費）
- 実施時期 H27年度～R4年度（R5年4月供用開始）

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
R5.3 新施設完成	強制排水設備等による浸水防止	



▲R5.4 に供用開始された新施設



▲新設された強制排水設備

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-14 指定避難所となる「中央公民館（サンコア）の浸水対策」

- 取組主体 市（社会教育課）
- 課題等 大雨により、敷地内が冠水し、高圧受変電設備等が浸水被害を受ける恐れがある。
- 取組内容 高圧受変電設備、非常用電源設備、消火ポンプ、消火水源水槽、受水槽を、浸水の恐れのない中央公民館中庭に新設移転・嵩上げする。
- 効果 嵩上げによる施設の浸水被害防止
- 総合計画 5-2-1 生涯学習の推進
- 事務事業 中央公民館施設総合管理計画事業
- 事業費等 129,431千円（R3）
- 実施時期 R3年度実施

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
R3 対策実施	移設・嵩上げ等による浸水防止	



▲災害時に指定避難所となるサンコア（左側の建物）



▲中庭に移転・嵩上げた受変電設備等

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-15 利用者の安全を守るための「高齢者施設等の水害対策」

- 取組主体 市（高齢者支援課）／事業者
- 課題等 大雨等による浸水や冠水により、高齢者施設等の利用者が、避難できなくなるおそれがある。
- 取組内容 災害イエローゾーンの高齢者施設等に対し、スロープや避難スペースの確保、非常用自家発電装置等の屋上等への移設、止水板等の設置工事等にかかる費用を助成する。（国の「地域介護・福祉空間整備等施設交付金」を活用）
- 効果 有効な避難手段の確保、避難自体に要する時間を短縮
- 総合計画 4-3-4 介護保険サービスの推進
- 事務事業 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金
- 事業費等 7,730千円（R5・繰越明許） ■ 実施時期 H18年5月～

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
➡	施設改修への助成、防災力向上 ➡	➡

■ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等）			
施設種別	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム 小規模介護老人保健施設 小規模ケアハウス 小規模介護医療院 （※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下に同じ）	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設 ※ただし、非常用自家発電設備はなし
小規模養護老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所等	定額補助	773万円/施設	

▲地域介護・福祉空間整備等施設交付金の概要

引用：「令和5年度予算の概要（老健局）の参考資料」（厚生労働省）をもとに作成
<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/23syokanyosan/dl/sanko-13.pdf>

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-16 河川区域内に設置されている「恋ぼたるの浸水対策」

- 取組主体 市（商工観光課）／恋ぼたる指定管理者
- 課題等 県営筑後広域公園施設である恋ぼたるは河川区域内に設置されており、例年水害の危険性がある。
- 取組内容 水害対策マニュアルを作成し、大雨時に備えるための対策を的確に行う。簡易型止水板、土のう等の資材を備蓄し増水に備える。また、被災時の速やかな復旧に取り組む。
- 効果 水災害発生リスクの低減、迅速な水防活動、速やかな災害復旧
- 総合計画 3-3 観光の振興
- 事務事業 筑後広域公園内休憩施設等管理運営事務
- 事業費等 ー
- 実施時期 通年

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
水防資材備蓄・水防活動		



▲雨水の侵入を防ぐ簡易型止水板



▲マニュアルに基づき土のうを常備

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-17 校舎への浸水を防ぐための「**小中学校に土のう備蓄**」

- 取組主体 市（教育総務課）／小中学校
- 課題等 大雨や集中豪雨時に学校施設内へ雨水が侵入するおそれがある。
- 取組内容 市内の必要とする小中学校に土のうを備蓄し、校舎内に雨水が侵入するおそれがある場合に使用する。
- 効果 校舎内の浸水防止
- 総合計画 5-1-5 教育環境の充実
- 事務事業 校舎等営繕業務（小学校）、校舎等営繕業務（中学校）
- 事業費等 ー
- 実施時期 通年

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
➔	土のう備蓄・水防活動	➔



▲大雨に備え土のうを備蓄（水田小）

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-18 地域の防災拠点となる「北部交流センター（チクロス）」

- 取組主体 市（社会教育課）
- 課題等 筑後市北部地域の災害対応の拠点となる施設を整備する必要がある。
- 取組内容 施設の各部屋は災害時には避難所となる。また、防災倉庫や事務室等を備え、グラウンドは仮設住宅用地となる。平時は生涯学習・交流施設として活用する。
- 効果 地域防災力の向上
- 総合計画 5-2-1 生涯学習の推進
- 事務事業 北部交流センター管理運営事務
- 事業費等 19,513千円（R5）
- 実施時期 H29年度供用開始

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
H29 供用開始	災害時の多目的利用	



▲市北部地域の災害対応の拠点となる「チクロス」

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-19 避難所を迅速に開設するための「防災倉庫」

- 取組主体 市（防災安全課）
- 課題等 市民の安全で円滑な避難のためには、速やかに避難所を設営し、避難者を受け入れる必要がある。
- 取組内容 物資備蓄の拠点として、市内2カ所（市役所、チクロス）に防災倉庫を設置する。また、避難所となる公民館等9カ所に防災倉庫を設置し、避難所開設に必要な資機材を収納する。
- 効果 迅速な避難所開設、市民の円滑な避難
- 総合計画 6-1-3 災害時の支援体制の充実
- 事務事業 防災支援体制整備事業
- 事業費等 3,154千円（R2）
- 実施時期 R3年3月設置

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
▶	資機材の備蓄	▶



▲避難所開設に必要な資機材を収納している防災倉庫



▲資機材の備蓄状況（防災倉庫内）

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-20 地域住民による水防活動のための「土のうステーション」

- 取組主体 市（防災安全課）／自主防災組織
- 課題等 大雨や台風時に、地域における水防活動に遅れが生じ、住宅等で浸水被害が発生するおそれがある。
- 取組内容 市内64カ所に土のうステーションを設置し、土のうを常備することにより、地域住民の水防活動を支援する。
- 効果 水防活動による浸水被害の軽減・防止
- 総合計画 6-1-2 地域防災力の向上
- 事務事業 防災訓練事業
- 事業費等 570千円（R5） ■ 実施時期 R3年度～

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
R3 設置開始	土のう備蓄（市内 64 カ所）	



▲土のうステーション（市内 64 カ所）

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-21 迅速な水防活動のための「簡易型止水板の備蓄」

- 取組主体 市（水路課）／消防団
- 課題等 集中豪雨による急激な洪水により、土のう設置などの水防活動が間に合わず、浸水被害が発生するおそれがある。
- 取組内容 河川等からの氾濫によって慢性的に浸水被害が発生している市内3カ所（西牟田・島田・市役所）の水防ステーション等に短時間で設置できる簡易型止水板を備蓄し、迅速な水防活動を行う。
- 効果 水防活動の迅速化、浸水被害の軽減・防止
- 総合計画 1-5-3 河川・水路の整備推進と維持管理
- 事務事業 河川管理事務
- 事業費等 8,785千円（R2繰越明許）
- 実施時期 R2年度から備蓄

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
R2 新規備蓄	簡易型止水板備蓄（市内3カ所）	



▲氾濫に備えて設置された止水板（市役所付近）



▲止水板により市営河川倉目川の氾濫を防止（西牟田地区）

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-22 防災について学び考える「防災講座の開催」

- 取組主体 市（社会教育課）／市民
- 課題等 市民に防災について学び考える場を提供し、防災意識の向上を図る必要がある。
- 取組内容 市民に対して防災講座を開催する。〔過去の講座：防災学習施設「くるめうす」館長を講師に招き、ハザードマップ、情報収集、防災グッズ、率先避難等について、落語をまじえて語りかける。〕
- 効果 受講した市民の防災意識の向上
- 総合計画 5-2-1 生涯学習の推進
- 事務事業 中央公民館講座事業
- 事業費等 10千円（R5）
- 実施時期 随時

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
各種防災講座の開催		



▲過去の防災講座「ぼうさい落語」の様子

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-23 市民や地域の防災力向上のための「防災講話の開催」

- 取組主体 市（防災安全課）／市民
- 課題等 市民や地域の防災に関する理解や関心を深めることで、防災力の向上を図る必要がある。
- 取組内容 地域デイサービスや小学校などで防災講話を開催する。
(内容：避難情報と警戒レベル、防災情報の取得、適切な避難行動、マイ・タイムラインなど)
- 効果 市民の円滑な避難、防災意識の向上
- 総合計画 6-1-2 地域防災力の向上
- 事務事業 防災意識啓発事業
- 事業費等 60千円 (R5) ■ 実施時期 随時

従前 (R2～R4)	短期 (R5～R8)	中期長期
第六次筑後市総合計画 (前期基本計画)	第六次筑後市総合計画 (後期基本計画)	次期総合計画
	各種防災講話の開催	



▲防災講話「マイ・タイムラインをつくる」の様子

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-24 消防士が伝える災害への備え 「防災講話の開催」

- 取組主体 市（消防本部・警防課）／市民
- 課題等 自然災害等発生時、市民一人ひとりが慌てることなく適切な避難行動をとることができる体制を構築する必要がある。
- 取組内容 防災講話等訓練出向時、有事の際の避難行動等について説明を行う。
- 効果 迅速かつ安全な避難行動による人的被害の軽減、防災意識の高揚
- 総合計画 6-1-2 地域防災力の向上
- 事務事業 訓練・気象に関する防災事務
- 事業費等 ー
- 実施時期 随時

従前 (R2～R4)	短期 (R5～R8)	中期長期
第六次筑後市総合計画 (前期基本計画)	第六次筑後市総合計画 (後期基本計画)	次期総合計画
➔	各種防災講話の開催	➔



▲消防職員による市民向けの防災講話の様子

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-25 災害時の助け合いに繋がる「地域福祉活動の啓発」

- 取組主体 市（福祉課）／筑後市社会福祉協議会
- 課題等 災害時等の助け合いにも繋がるため、日頃からの地域福祉活動を市民に広く啓発していく必要がある。
- 取組内容 筑後市地域福祉計画の周知、啓発活動を筑後市社会福祉協議会とともに実施し、その中で災害時の助け合い活動の啓発も行う。
- 効果 地域における助け合い活動の実施
- 総合計画 4-6 地域福祉の推進
- 事務事業 地域福祉計画策定事業
- 事業費等 110千円（R5）
- 実施時期 通年

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画



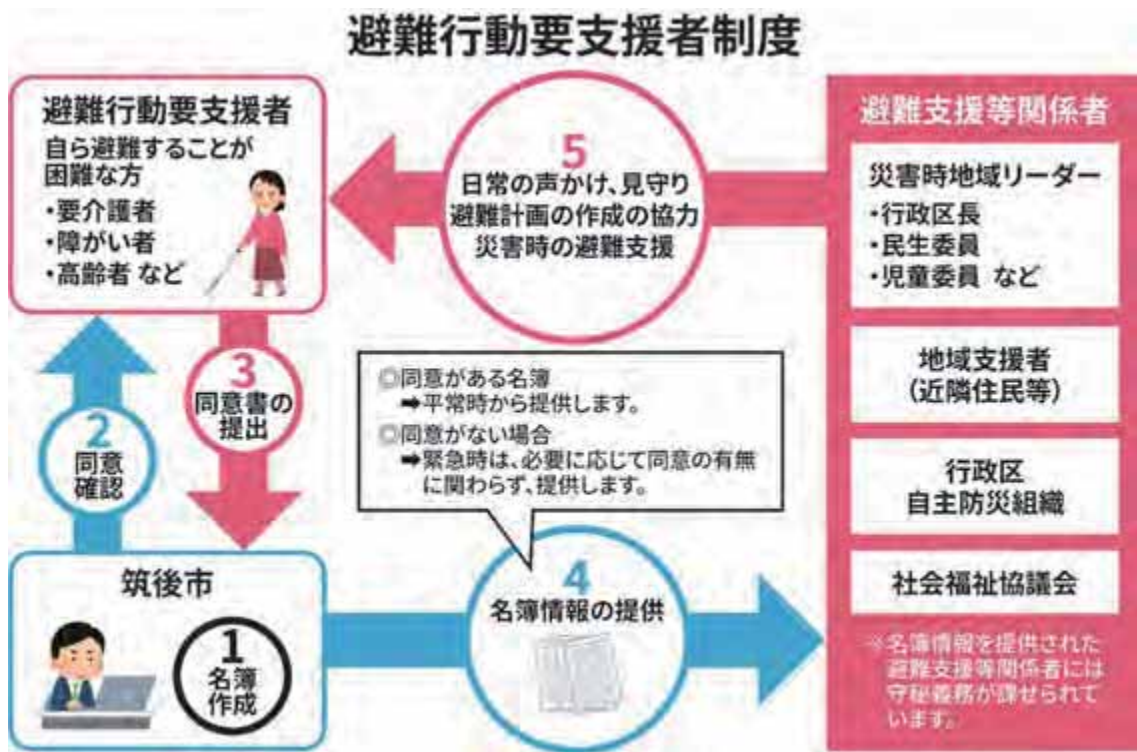
▲筑後市地域福祉計画の体系

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-26 高齢者や障害者など「避難行動要支援者への支援制度」

- 取組主体 市（防災安全課）／避難行動要支援者、行政区長・民生委員等
- 課題等 災害時に高齢者や障害者など災害時に自ら避難することが困難で避難支援が必要な方が犠牲になっており、避難支援体制を確保する必要がある。
- 取組内容 災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者を対象とする名簿を作成し、平常時から行政区長、民生委員等の避難支援者に提供し、避難支援に活用する。また、本人同意により個別避難計画書を作成し、災害時の避難支援に役立てる。
- 効果 地域防災力の向上
- 総合計画 6-1-2 地域防災力の向上
- 事務事業 避難行動要支援者対策事務
- 事業費等 498千円（R5）
- 実施時期 通年

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
避難行動要支援者の避難支援		



▲避難行動要支援者制度の概要図

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-27 防災意識を高めるための「小中学校で学ぶ自然災害」

- 取組主体 市（学校教育課）／小中学校
- 課題等 災害時の被害軽減のため、児童・生徒の防災意識を高める必要がある。
- 取組内容 社会科（小4・自然災害にそなえるまちづくり、小5・国土の自然とともに生きる、中学校公民・災害に強い暮らしをきずく、暮らしを支える地方自治）での学習を通して、関係機関や人々が災害に対し様々な備えをしていることを学ぶ。
- 効果 児童・生徒の防災意識の向上
- 総合計画 5-1-1 確かな学力の向上
- 事務事業 学校の教育内容であるため、該当事務事業無し
- 事業費等 ー
- 実施時期 実施中

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
自然災害学習による防災意識向上		



▲小学校防災講話の様子（チクロスのかまどベンチ）



▲防災教育の様子

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-28 児童の安全を守るための「小中学校の危機管理マニュアル」

- 取組主体 市（学校教育課）／小中学校
- 課題等 災害発生時の児童・生徒の安全確保のため、各小中学校の防災体制を確立する必要がある。
- 取組内容 小中学校が自然災害に対する危機管理マニュアルの策定を行うとともに、定期的な校内研修や訓練（避難訓練等）を実施する。
- 効果 児童生徒の安全確保
- 総合計画 5-1-5 教育環境の充実
- 事務事業 学校の教育内容であるため、該当事務事業無し
- 事業費等 ー
- 実施時期 年3～4回

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画



▲避難訓練の様子

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-29 住民協働による「JR羽犬塚駅周辺地区の防災まちづくり」

- 取組主体 市（都市対策課）／地域住民等（JR羽犬塚駅周辺地区エリアプラットフォーム）
- 課題等 JR羽犬塚駅周辺地区は近年、頻発激甚化する水災害により度々浸水被害を受けており、都市機能の防災性・安全性の向上を図る必要がある。
- 取組内容 地域住民、民間事業者、官公庁などで構成する「JR羽犬塚駅周辺地区エリアプラットフォーム」が主体となって、水路清掃や防災シンポジウム等の防災まちづくりを実施する。
- 効果 防災意識の醸成、地域防災力の向上
- 総合計画 1-3-1 計画的な土地利用と市街地整備の充実
- 事務事業 都市計画変更・策定事務
- 事業費等 3,183千円（R5） ■ 実施時期 R3年度～

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
R3 開始	防災まちづくりの推進	



▲地域住民による水路清掃活動



▲地域住民による水路清掃活動



▲他自治体の防災まちづくり事例を学ぶ防災シンポジウム

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-30 市立図書館に「防災に関する蔵書」

- 取組主体 市（社会教育課）／図書館利用者
- 課題等 台風や豪雨等の災害に備え、地域防災力を向上させる必要がある。
- 取組内容 市立図書館では、防災に関する蔵書を356冊保有している。梅雨・台風時期には、「備えあれば憂いなし」と題した特設コーナーを設け、選書した20冊を展示する。
- 効果 防災意識の向上
- 総合計画 5-2-1 生涯学習の推進
- 事務事業 図書館管理運営事務
- 事業費等 0千円（R5） ■ 実施時期 H15年度～

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
➡	特設コーナーの設置	➡



▲特設コーナーに展示された蔵書

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-31 応急対策力の向上のための「筑後市防災訓練（水防訓練）」

- 取組主体 市（防災安全課・消防本部等）／消防団、自主防災組織
- 課題等 近年の激甚化、頻発化する台風や集中豪雨に備えるため、水防技術の向上や関係機関の連携強化を図る必要がある。
- 取組内容 市、消防本部及び消防団が連携し、水防訓練を実施する。
(内容：土のう作成、水防工法の実施等)
- 効果 水害時の応急対策力の向上、関係機関の連携強化
- 総合計画 6-1-2 地域防災力の向上
- 事務事業 防災訓練事業
- 事業費等 820千円 (R4) ■ 実施時期 毎年4～5月
(総合防災訓練開催年を除く)

従前 (R2～R4)	短期 (R5～R8)	中期長期
第六次筑後市総合計画 (前期基本計画)	第六次筑後市総合計画 (後期基本計画)	次期総合計画
▶	▶ 防災訓練の実施 ▶	▶



▲消防団による止水板設置訓練の様子

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-32 多数の関係者が集合し実施する「筑後市総合防災訓練」

- 取組主体 市（防災安全課）／防災関係機関、自主防災組織、市民
- 課題等 近年の激甚化、頻発化する自然災害に備えるため、防災関係機関の応急対策力の向上及び連携強化を図るとともに、市民の防災意識の向上を図る必要がある。
- 取組内容 市及び防災関係機関等が連携し、総合防災訓練を実施する。
(内容：被害状況の情報収集、道路啓開訓練、救出訓練、避難所運営訓練等)
- 効果 災害時の応急対策力の向上、関係機関の連携強化、市民の防災意識の向上
- 総合計画 6-1-2 地域防災力の向上
- 事務事業 防災訓練事業
- 事業費等 2,123千円 (R5) ■ 実施時期 R5年10月、R8年度（予定）

従前 (R2～R4)	短期 (R5～R8)	中期長期
第六次筑後市総合計画 (前期基本計画)	第六次筑後市総合計画 (後期基本計画)	次期総合計画
	総合防災訓練の実施	



▲消防本部による倒壊家屋救出訓練の様子




▲学生ボランティアによる救命訓練の様子

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-33 管工事業者と協働して実施する「上下水道施設の防災訓練」

- 取組主体 市（上下水道課）／筑後市管工事協同組合
- 課題等 近年多発する自然災害や水道事故に対し、緊急時の対応の組織強化を図る必要がある。
- 取組内容 上下水道災害相互応援に関する協定書及び、市上下水道災害対策要綱に基づき、災害時の上下水道課及び筑後市管工事協同組合における参集方法や情報の伝達、被害状況の確認又は応急復旧等の手順等を確認する。
- 効果 災害時における緊急対応の機能強化
- 総合計画 1-1-2 浄水・配水施設の維持管理
- 事務事業 配水及び給水に関する業務、原水及び浄水に関する業務
- 事業費等 ー
- 実施時期 年2回

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
		



▲被災に伴う断水を想定した応急給水活動訓練の様子

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-34 利用者の安全を守るための「おひさまハウスでの訓練」

- 取組主体 市（こども家庭サポートセンター）／市民（おひさまハウス利用者）
- 課題等 近年多発する自然災害が突発的、集中的であるため、直ちに身の安全を守るための適切な行動がとれない可能性がある。
- 取組内容 平常時から突発的、集中的な豪雨などを想定した避難訓練を実施することで、防災意識が向上するとともに、適切な避難行動がとれるようになる。
- 効果 人的被害の抑止
- 総合計画 4-1-3 切れ目ない支援による子育て不安の軽減
- 事務事業 子育て支援拠点施設事業
- 事業費等 ー
- 実施時期 年2回

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
各種訓練の実施		





▲消防職員から心肺蘇生方法を学ぶ利用者

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-35 迅速に人命を救助するための「水難救助体制の強化」

- 取組主体 市（消防本部・警防課）
- 課題等 水難事故発生時に迅速に人命を救助するための資機材を整備するとともに、人材を育成する必要がある。
- 取組内容 資機材の整備（船外機、救命ボート、ウェットスーツ一式）
人材育成（潜水士資格取得、水難救助訓練）
- 効果 水難事故発生時の迅速な対応
- 総合計画 6-3 消防・救急・救助体制の充実
- 事務事業 救急救助資機材の整備保管に関する事務
- 事業費等 1,290千円（R5）
- 実施時期 毎年4月～10月（訓練）

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
 水難救助訓練の実施・資機材の整備 		



▲水上での水難救助訓練



▲水中での水難救助訓練

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-36 通報の迅速な対応のための「消防・救急・救助体制の確保」

- 取組主体 市（消防本部・警防課）
- 課題等 自然災害等発生時、多発する119通報及び災害出動に対応する必要がある。
- 取組内容 非常招集による増員・増隊を行い、指令センターからの災害指令に対し、本市消防独自の対応を執ることができる非常運用モードへの切り替えを行う。
- 効果 災害時の迅速かつ適切な対応
- 総合計画 6-3 消防・救急・救助体制の充実
- 事務事業 火災出動業務
- 事業費等 ー
- 実施時期 自然災害等発生時

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
指令センターの適切な運用		



▲指令センターの様子

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-37 安全な水防活動に必要な「水防団体制の強化」

- 取組主体 市（消防本部・総務課）／水防団（消防団）
- 課題等 水防活動を行う水防団員（消防団員）の安全を確保する必要がある。
- 取組内容 水防活動時に必要な高視認性雨衣や救命胴衣、ヘッドライト等を各分団に配備する。
- 効果 水防活動時の水防団員の安全確保、安全な水防活動による被害の軽減
- 総合計画 6-3-1 消防団の充実強化
- 事務事業 消防団員人事事務
- 事業費等 51,859千円の一部（R5）
- 実施時期 通年

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
➔	高視認性雨衣等の配備	➔



▲高視認性雨衣



▲救命胴衣とヘッドライト

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-38 地域防災力向上のための「自主防災組織への支援」

- 取組主体 市（防災安全課）／自主防災組織
- 課題等 災害対応においては、「公助」としての行政機関による対応には限界があるため、「共助」の担い手としての自主防災組織を支援する必要がある。
- 取組内容 自主防災組織が実施する校区防災訓練の実施や資機材整備の取り組みに対して「筑後市安全・安心まちづくり補助金」を交付し支援する。
- 効果 地域防災力の向上
- 総合計画 6-1-2 地域防災力の向上
- 事務事業 自主防災組織支援事業
- 事業費等 840千円（R5） ■ 実施時期 随時

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
	防災訓練の実施・資機材整備	



▲校区防災訓練の様子

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-39 地域防災の担い手となる「防災士の育成支援」

- 取組主体 市（防災安全課）／自主防災組織
- 課題等 災害対応においては、公助としての行政機関による対応には限界があるため、共助として地域防災の担い手を育成する必要がある。
- 取組内容 日本防災士機構が認証する防災士の資格取得に対して「筑後市安全・安心まちづくり活動補助金」を交付し支援する。
- 効果 地域防災力の向上
- 総合計画 6-1-2 地域防災力の向上
- 事務事業 自主防災組織支援事業
- 事業費等 840千円（R5） ■ 実施時期 随時

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
▶	▶ 防災士資格の取得推進 ▶	▶



▲地域住民の避難支援



▲防災訓練の支援



▲家庭での防災対策の支援

○防災士とは

防災士とは「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを認定特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した人です。

引用：「防災士とは」（認定特定非営利活動法人日本防災士機構）<https://bousaisi.jp/aboutus/>

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-40 石油等の流出を防ぐ「危険物施設風水害対策実施計画」

- 取組主体 市（消防本部・予防課）／市内危険物施設事業所
- 課題等 自然災害（風水害等）により、石油等の危険物を貯蔵する危険物施設からの危険物が漏えいするおそれがある。
- 取組内容 危険物を設置する事業所は、消防法に基づき、危険物施設の平時からの事前の備え、災害時の応急処置、天候回復後の点検・復旧を記載した危険物施設風水害対策実施計画を作成する。
- 効果 危険物施設の適正管理の徹底、危険物施設から危険物の漏えい防止
- 総合計画 6-3-4 安心で安全に暮らせるまちづくり
- 事務事業 防火対象物・危険物施設の適正管理の徹底
- 事業費等 ー ■ 実施時期 随時

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
➔	計画に基づく適正管理の徹底 ➔	➔



▲浸水による被害



▲土砂流入による被害



▲強風による被害

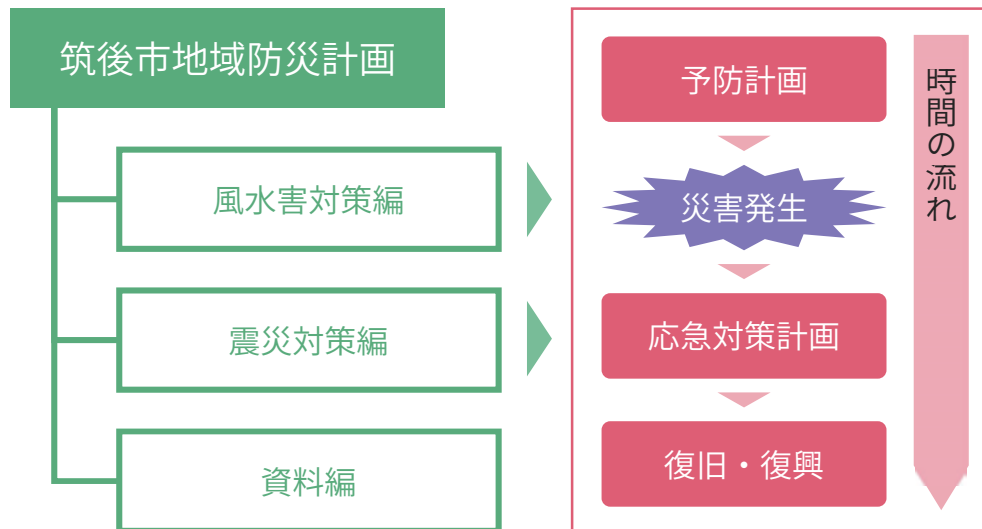
引用：「危険物施設の風水害対策ガイドラインの公表について」（消防庁危険物保安室）
<http://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/magazine/197/gyosei01.pdf>

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-41 役割分担等を取りまとめた「筑後市地域防災計画」

- 取組主体 市（防災安全課）／防災関係機関、市民
- 課題等 市民の生命や財産を災害から守り、災害からの速やかな復旧・復興を図るため、市及び防災関係機関の役割分担についてあらかじめ定めておく必要がある。
- 取組内容 災害対策基本法に基づき、被害の軽減対策や災害発生時の対応、早期の復旧について規定した「筑後市地域防災計画」を策定し、市及び防災関係機関等が連携して防災・減災対策を推進する。
- 効果 防災・減災対策の推進、関係機関の連携強化
- 総合計画 6-1-3 災害時の支援体制の充実
- 事務事業 防災支援体制整備事業
- 事業費等 ー
- 実施時期 R5年3月改定

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
R5.3 改定	計画に基づく防災・減災対策の推進	



▲筑後市地域防災計画のイメージ

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-42 災害廃棄物の処理のための「筑後市災害廃棄物処理計画」

- 取組主体 市（かんきょう課）
- 課題等 全国各地で大規模自然災害が発生しており、筑後市においても九州北部豪雨をはじめとする災害によって被害が生じるなど予断を許さない状況にある。
- 取組内容 災害廃棄物の処理に関する基本方針（①衛生的かつ迅速な処理、②分別・再生利用の推進、③処理の協力・支援、連携、④環境に配慮した処理）を示し、災害廃棄物の処理及び被災地の復旧・復興を図る
- 効果 被災後の速やかな復旧・復興、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理
- 総合計画 6-1-3 災害時の支援体制の充実
- 事務事業 可燃ごみ収集事業
- 事業費等 ー
- 実施時期 H29年5月策定

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
H29.5 計画策定	計画に基づく災害廃棄物処理	



▲令和元年 8 月豪雨で発生した災害廃棄物



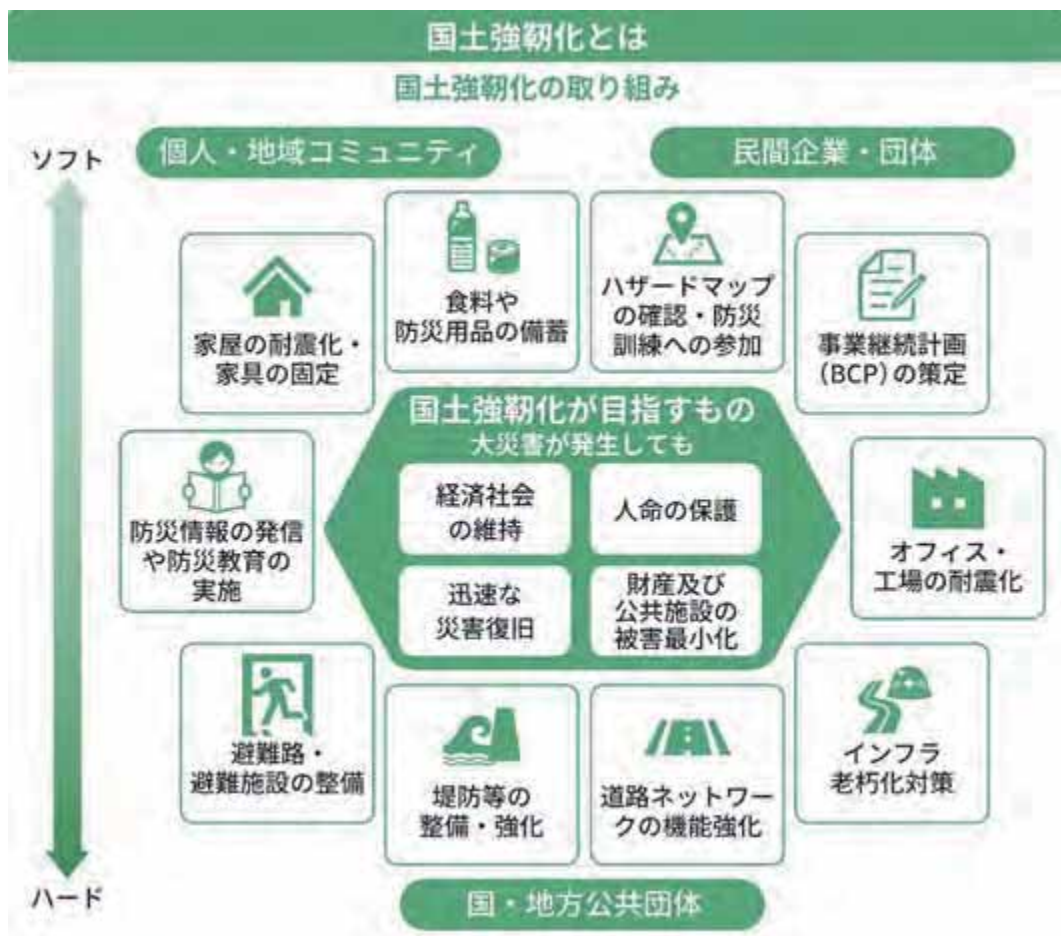
▲分別した災害廃棄物を積み込む様子

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-43 大規模災害に備えるための「筑後市国土強靱化地域計画」

- 取組主体 市（防災安全課）
- 課題等 大規模自然災害が発生しても、市民生活が機能不全に陥らないよう、強靱な行政機能、地域社会、地域経済を平常時から作り上げておく必要がある。
- 取組内容 国土強靱化基本法に基づき、大規模自然災害に備えるため、事前の防災・減災と早期の復旧・復興に関する施策を規定した地域防災計画を策定し、災害に強い強靱な地域づくりを推進する。
- 効果 防災・減災対策の推進、関係機関の連携強化
- 総合計画 6-1-3 災害時の支援体制の充実
- 事務事業 防災支援体制整備事業
- 事業費等 ー
- 実施時期 R3年6月策定

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
R3.6 計画策定	計画に基づく施策の推進	



▲国土強靱化の取組みイメージ

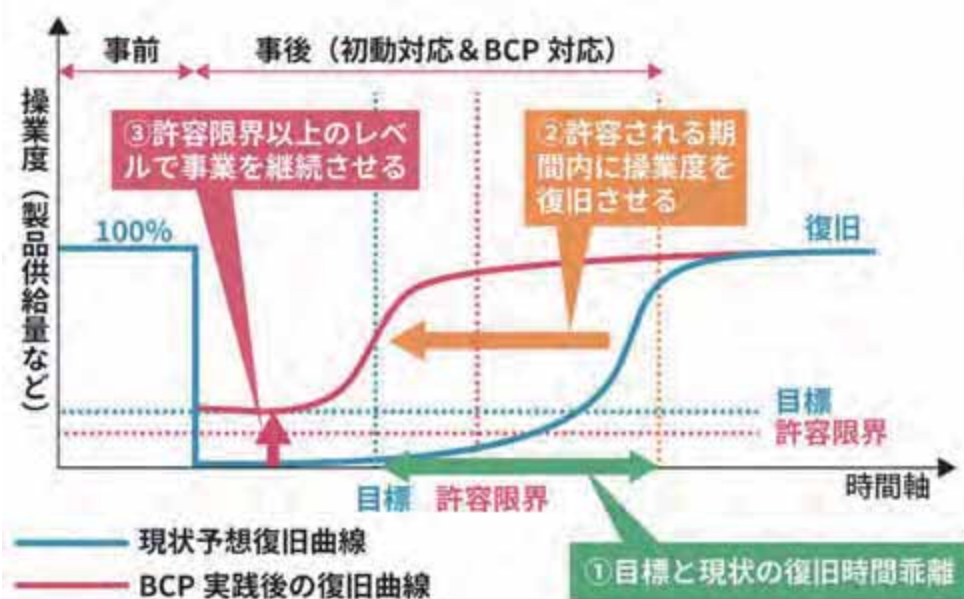
引用：「国土強靱化についてのご紹介」（内閣官房）を基に作成
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyujinka/pdf/exhibiton_poster_r0506.pdf

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-44 行政機能維持のための「筑後市業務継続計画（BCP）」

- 取組主体 市（防災安全課・各部署）
- 課題等 大規模災害発生時に市の行政機能が著しく低下した場合であっても、速やかに災害対応業務を開始するとともに、最低限の行政サービスを維持する必要がある。
- 取組内容 大規模災害の発生時において、市民の生命・財産を保護し、市民生活への影響を最小限とするため、人的・物的資源の確保に制約がある状況下で、優先的に実施すべき業務を特定し、業務を行う体制や手順等の対策を定める。
- 効果 災害時の応急対策及び復旧・復興の推進
- 総合計画 6-1-3 災害時の支援体制の充実
- 事務事業 防災支援体制整備事業
- 事業費等 ー
- 実施時期 H29年3月策定

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
H29.3 計画策定	計画に基づく業務継続	



▲業務継続計画の概念図

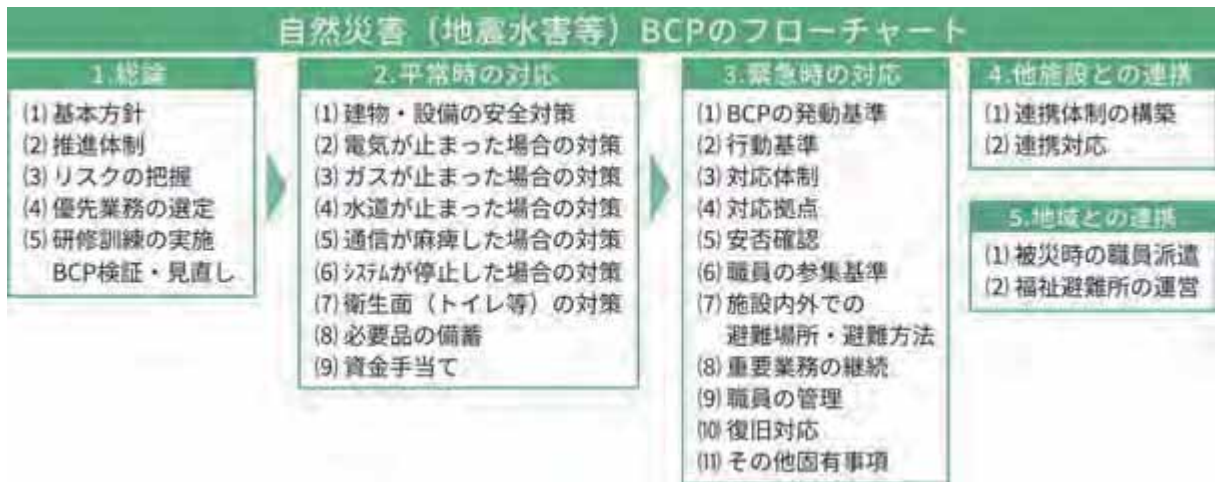
引用：「内閣府 防災情報のページ 事業継続 初めの方へ」（内閣府）を基に作成
<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/keizoku/hajimete.html>

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-45 業務継続のための「介護保険事業所のBCP策定支援」

- 取組主体 市（高齢者支援課）／事業者
- 課題等 災害等により介護保険事業所が被災した場合、サービス利用者へのサービス提供が制限されるおそれがある。
- 取組内容 介護保険事業所において、BCP策定はR6年4月から義務化される。そのため、R6年3月31日までに策定しておくことが必要となるため、市所管事業所に対し、策定にあたっての技術的助言と策定状況の確認を行う。
- 効果 被災時の利用者への対応、災害時の機能維持
- 総合計画 4-3-4 介護保険サービスの推進
- 事務事業 介護保険事業者指定及び指導事務
- 事業費等 ー
- 実施時期 ～R6年3月

従前 (R2～R4)	短期 (R5～R8)	中期長期
第六次筑後市総合計画 (前期基本計画)	第六次筑後市総合計画 (後期基本計画)	次期総合計画
BCP 策定の推進 (R6.4 義務化)		



引用：「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（厚生労働省）をもとに作成
<https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf>

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-46 定期監査時に「**社会福祉法人の業務継続計画の確認**」

- 取組主体 市（福祉課）／社会福祉法人
- 課題等 市内の社会福祉法人が、災害発生時等の緊急時においても適切に対応できるようにする必要がある。
- 取組内容 国が定めた監査基準に則り、法や定款に基づいた法人運営となっているか定期的な監査を実施する中で、業務継続計画（BCP）など災害時の対応も必要に応じて確認する。
- 効果 災害時の対応の確保
- 総合計画 4-1 子育て支援の充実、4-2 健康づくりの推進、4-3 高齢者福祉の充実
- 事務事業 社会福祉法人関係事務
- 事業費等 20千円（R5）
- 実施時期 例年10月～

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
社会福祉法人 BCP の確認		



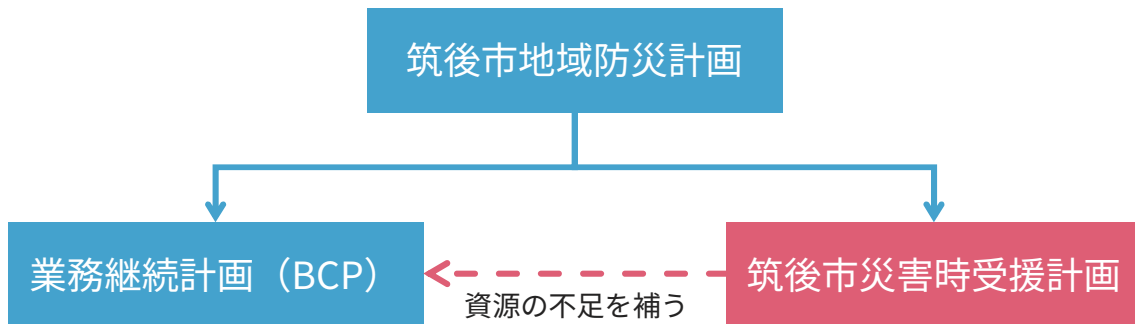
引用：「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（厚生労働省）をもとに作成
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000756659.pdf>

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-47 人的支援を受け入れるための「筑後市災害時受援計画」

- 取組主体 市（防災安全課）
- 課題等 大規模災害発生時には庁舎や職員が被災し、行政機能が低下するため、他自治体や防災関係機関の応援を受け入れて対応する必要がある。
- 取組内容 大規模災害発生時に、他自治体や防災関係機関からの人的支援や物的支援を迅速に、的確に受け入れるため筑後市災害時受援計画を策定し、支援を最大限に活用して、早期の復旧を図る。
- 効果 災害からの復旧の推進、関係機関の連携強化
- 総合計画 6-1-3 災害時の支援体制の充実
- 事務事業 防災支援体制整備事業
- 事業費等 ー
- 実施時期 R2年3月策定

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
R2.3 計画策定	計画に基づく人的支援受け入れ対応	



▲災害関連計画との相関

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-48 迅速な応急活動のための「企業や団体との災害時応援協定」

- 取組主体 市（防災安全課）／官公庁、企業、団体等
- 課題等 災害発生時には、市が保有する人的・物的資源には限りがあり、速やかに応急対策や復旧・復興を図るために、民間企業や他自治体から支援を受ける必要がある。
- 取組内容 民間企業や他団体と災害時応援協定を締結し、災害時における人的・物的支援について協力を確保する。
災害時応援協定締結団体数：81団体（R5年11月時点）
- 効果 災害時の応急対策及び復旧・復興の推進、関係機関の連携強化
- 総合計画 6-1-3 災害時の支援体制の充実
- 事務事業 防災支援体制整備事業
- 事業費等 ー
- 実施時期 随時

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画

○協定締結企業・団体等（順不同）	
・大規模災害応援	：国土交通省、国土交通省九州地方整備局
・水防活動	：国土交通省筑後川河川事務所
・市町村相互協定	：福岡県内市町村（県防災企画課）、九州市長会、熊本県益城町、岡山県玉野市
・避難施設	：筑後市社会福祉協議会、筑後特別支援学校、八女高等学校、八女工業高等学校、公益社団法人福岡県トラック協会、福岡八女農業協同組合、筑後広域公園振興事業団、社会福祉法人桜園、社会福祉法人陽山会、社会福祉法人幸輪福祉会、医療法人陽山会、医療法人清友会、医療法人城戸医院、ウェルネスの杜株式会社、株式会社パーソンサポート絆、株式会社コスモ、有限会社ハラダ、社会福祉法人明筑会、有限会社筑後優友舎、寛元寺行政区（公民館）、熊野行政区（公民館）、馬間田北行政区（公民館）、馬間田南行政区（公民館）、島田行政区（公民館）、長浜行政区（公民館）、新溝行政区（しみみつ館）、志行政区（公民館）、若菜行政区（公民館）
・物資供給	：福岡八女農業協同組合、福岡県LPガス協会八女支部、NPO法人コメリ災害対策センター、有限会社角金物、株式会社ヒライホールディングス、株式会社グッデイ、株式会社サンリブ、株式会社ナフコ筑後店、株式会社牟田商会、株式会社マミーズ、株式会社ニシケン八女営業所、株式会社アスタラビスタ八女インター店、株式会社ナガワ、株式会社アクティオ、地方独立行政法人筑後市立病院、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社、株式会社ロッテ、西吉田酒造株式会社、大塚製薬株式会社、三協フロンテア株式会社、太陽建機レンタル株式会社、どんどんライス、株式会社イズミ、株式会社ゼンリン、九州ダンボール株式会社
・インフラ	：未来建設株式会社、瀬口舗道株式会社、有限会社青光園、株式会社北原造園土木、村上ガーデン、筑後建設組合、筑後市管工事協同組合、九州電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社
・災害廃棄物	：県南リサイクル協同組合、有限会社清美寮安徳、有限会社ショウエイ環境、公益社団法人福岡県産業廃棄物協会
・その他	：一般財団法人八女筑後医師会、日本郵便株式会社（市内郵便局）、九州朝日放送株式会社、公益社団法人福岡県トラック協会、LINEヤフー株式会社、福岡県行政書士会、九州電力株式会社、葬祭事業者（福岡県葬祭業協同組合、北九州葬祭業協同組合、遠賀葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会）、公益社団法人福岡県獣医師会

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-49 保険請求や被災者支援に必要な「罹災証明書の発行」

- 取組主体 市（防災安全課・税務課）／被災者
- 課題等 被災家屋の固定資産税の減免等、被災者への各種支援を行う必要がある。
- 取組内容 地震や風水害等の災害により被災した住家の被害程度を調査・認定し、罹災証明書を交付する。窓口またはマイナポータルサイト（電子申請）にて申請。
- 効果 被災者への各種支援
- 総合計画 6-1-3 災害時の支援体制の充実
- 事務事業 防災支援体制整備事業
- 事業費等 ー
- 実施時期 災害発生時

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
→	罹災証明書の発行	→



▲罹災証明書発行の流れ

(整理番号) _____

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
罹災原因	令和 年 月 日からの による
被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 軽半壊 <input type="checkbox"/> 被害に認めない <small>（一部被害）</small>
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
<small>※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用しているこという。）のために使用している建築物のこと。（被災者生活再建支援法や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）</small>	
非住家の被害	
その他特記事項	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

筑後市長 印

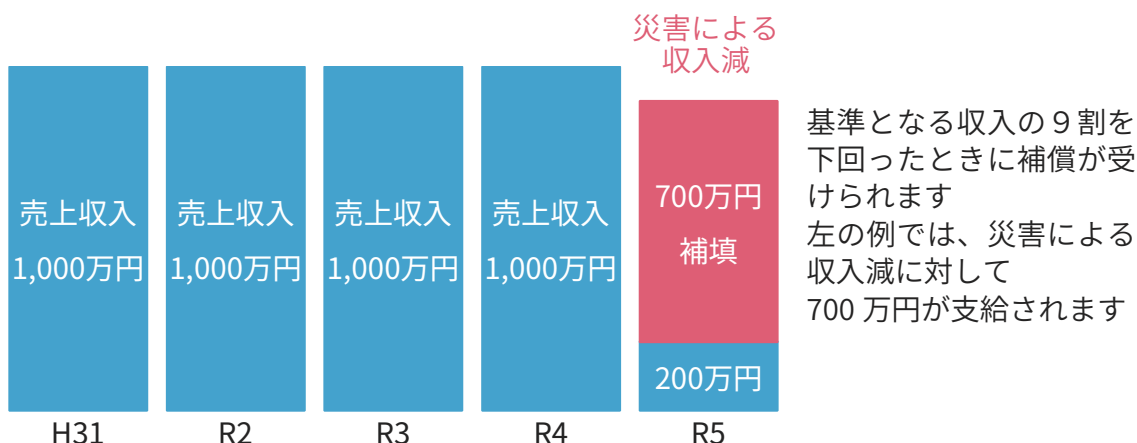
▲罹災証明書（様式）

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-50 農家の経営安定のための「収入保険制度」

- 取組主体 市（農政課）／福岡県農業共済組合、農家、農業団体
- 課題等 水害やその他の災害による農作物の被害に対し、農家や農業団体の収入減少分を補填することで経営の安定を図る。
- 取組内容 令和4年度中に収入保険制度に加入される農家や農業団体に対し、掛け金の5割を補助金として交付することで、加入農家の増加を促進する。
- 効果 農家の経営安定、農業離れの防止
- 総合計画 3-1-1 施設園芸等農業の展開
- 事務事業 農産振興一般事務
- 事業費等 13,137千円（R4）
- 実施時期 R4年度に限り実施

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
R4に限り実施		




基準となる収入の9割を下回ったときに補償が受けられます
 左の例では、災害による収入減に対して700万円が支給されます

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-51 気候変動に密接に関連する「地球温暖化防止事業」

- 取組主体 市（かんきょう課）／事業者、市民
- 課題等 気候変動による豪雨災害が頻繁に発生しているため、地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要がある。
- 取組内容 筑後市地球温暖化対策実行計画に基づく脱炭素の取り組みを実施する。
市：公共施設への太陽光発電の設置等
市民・事業者：省エネ相談・診断の推進と省エネ機器等の普及等
- 効果 温室効果ガス排出削減
- 総合計画 2-1-2 脱炭素社会の促進
- 事務事業 地球温暖化防止事業
- 事業費等 28,706千円（R5）
- 実施時期 通年

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
		



▲地球温暖化防止事業の取り組みのイメージ

引用：「再エネスタート」（環境省）をもとに作成 <https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/campaign/download/>

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#3-52 議員がとるべき行動を定めた「筑後市議会災害時行動指針」

- 取組主体 市議会（議会事務局）
- 課題等 災害の発生に際し、市議会が災害対策本部と連携を図り、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切に対応する必要がある。
- 取組内容 筑後市議会災害時行動指針に基づき、貸与しているタブレットを活用した災害時の情報共有、議員が取得した情報等の集約・整理、筑後市議会議員災害初動カードの携帯、年1回の情報伝達訓練等を実施する。
- 効果 議員との情報共有体制の確立、議員の迅速かつ適切な行動の確保
- 総合計画 7-2-1 行政のデジタル化の推進
- 事務事業 議会運営事務、タブレット端末導入事業
- 事業費等 0千円（R5）
- 実施時期 H29年度行動指針策定
R3年度～タブレット活用

従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
▶	災害時の情報共有、訓練等	▶



▲タブレットを活用した情報共有のイメージ

筑後市流域治水プロジェクト推進計画ver1.00

第2章

推進スケジュール

治水対策の取組ロードマップ

空白ページ

第2章 推進スケジュール（治水対策の取組ロードマップ）

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策					
種類	番号	施策名	従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
		実施主体	第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
河川整備等	#1-1	護岸整備や堤防嵩上げなど「市営河川の整備」 市（水路課）		市営河川の整備	
	#1-2	断面の拡幅や護岸整備など「水路の整備」 市（水路課）		水路の整備	
	#1-3	農業団体による「農道や農業用水路等の改良」 市（農政課）／農業団体		農道・水路等の整備	
	#1-4	適切に排水するための「富重堰の改修」 市（水路課）	H31 事業着手	改修工事（R6 完成予定）	
	#1-5	堤体の崩壊を防ぐための「天堤の改修」 市（水路課）	H28～R4（完成）	測量・設計	工事
排水・貯水機能の回復	#1-6	河川断面を回復するための「市営河川の浚渫」 市（水路課）		市営河川の浚渫	
	#1-7	貯水容量を回復するための「クリークの浚渫」 市（水路課）		クリークの浚渫	
	#1-8	排水機能を回復するための「道路側溝の浚渫」 市（道路課）／行政区（地域住民）		道路側溝の浚渫・器具貸出	
	#1-9	行政区等が実施する「農業用水路の浚渫等事業の支援」 市（水路課）／行政区、農業団体	R2～R4 休止	農業用水路の保全活動の支援	
	#1-10	行政区等が実施する「下排水路の清掃や浚渫の支援」 市（かんきょう課）／行政区（地域住民）		下排水路の清掃等活動の支援	
	#1-11	行政区等が取り組む「水路等の清掃等の活動支援」 市（協働推進課）／行政区・校区コミュニティ、市民・市民活動団体		補助金の交付、清掃用具提供	
	#1-12	地域住民等と協働して取り組む「川と水を守る運動」 川と水を守る運動推進連絡協議会（市（かんきょう課）、行政区、地域住民、事業所）		川と水を守る運動（毎年5月）	
	#1-13	多面的機能支払交付金制度による「農地や水路の保全」 市（農政課）／農政区、農業団体		多面的機能支払交付金の交付	
貯留・その他	#1-14	大雨予測時の「国営水路等の先行排水」 市（水路課）／国、県、流域自治体、水利関係者	R3 試行開始	先行排水（試行継続・拡大）	
	#1-15	雨水を一時的に貯留する「田んぼダムの取り組み」 市（農政課）／農政区、農業団体	R4 開始	田んぼダム（継続・拡大）	
	#1-16	大雨予測時の「水門等の適正操作」 市（水路課）／水利関係者、水門操作人		気象情報共有、水門操作依頼	
	#1-17	迅速な水門操作のための「水門の動力化」 市（水路課）／土地改良区、農業団体等	R3 事業開始	水門の動力化	
	#1-18	流出抑制のための「学校施設への調整池の整備」 市（教育総務課）		建設工事（R7 完成予定）	
	#1-19	公共下水道全体計画区域内の「下水道への接続促進」 市（上下水道課）／市民、事業所		下水道接続の促進	
	#1-20	中心市街地である「JR羽犬塚駅周辺地区の浸水対策」 市（都市対策課）	浸水対策の検討	R5 計画策定、R6 事業開始予定	

空白ページ

第2章 推進スケジュール（治水対策の取組ロードマップ）

2 被害対象を減少させるための対策					
種類	番号	施策名	従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
		実施主体	第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
誘導	#2-1	計画的な土地利用の誘導を図るための「立地適正化計画」	R3.3 計画策定	土地利用の誘導・促進	
		市（都市対策課）			

空白ページ

第2章 推進スケジュール（治水対策の取組ロードマップ）

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策					
種類	番号	施策名	従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
		実施主体	第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
情報発信等	#3-1	総合的な災害情報を知るための「筑後市防災ガイドブック」 市（防災安全課）／市民、事業所		インターネット公開、マップ配布	
	#3-2	リアルタイムで情報発信「雨量観測システム」 市（防災安全課）／市民、事業所、水利関係者	R3.4 運用開始	雨量情報等インターネット公開	
	#3-3	リアルタイムで情報発信「危機管理型水位計・監視カメラ」 市（水路課）／市民、事業所、水利関係者	R3.4 運用開始	水位情報等インターネット公開、追加設置	
	#3-4	広報ちくご・SNSなど「多様な手段で防災情報を発信」 市（総務広報課）／市民		広報紙・SNS等による情報発信	
	#3-5	市内一斉に情報伝達する「ちくごコミュニティ無線」 市（防災安全課）／市民		ちくごコミュニティ無線による情報伝達	
	#3-6	情報等のオープンデータ化による「防災情報の容易な取得」 市（防災安全課・企画調整課等）／企業、市民	R2 オープンデータ化	避難所一覧のデータ公開	
	#3-7	システムの早期復旧による「市役所窓口業務の継続」 市（企画調整課）	R2 システム整備	通信遮断時の窓口業務の継続	
避難路	#3-8	道路冠水を軽減・防止するための「市道の整備」 市（道路課）		市道の整備	
	#3-9	道路冠水時の転落事故を防ぐための「交通安全対策」 市（道路課）		交通安全施設の整備	
	#3-10	定期点検・保全対策工事による「橋梁の被災防止対策」 市（道路課）	R4 開始	橋梁点検・被災防止対策	
施設の浸水対策	#3-11	止水板の設置による「市庁舎の浸水対策」 市（契約管財課）	H2 対策実施	止水板による浸水防止	
	#3-12	防水扉への改修による「久恵浄水場施設の浸水対策」 市（上下水道課）	R4 対策実施	防水扉による浸水防止	
	#3-13	強制排水設備の整備による「北牟田配水場の浸水対策」 市（上下水道課）	R5.3 新施設完成	強制排水設備等による浸水防止	
	#3-14	指定避難所となる「中央公民館（サンコア）の浸水対策」 市（社会教育課）	R3 対策実施	移設・嵩上げ等による浸水防止	
	#3-15	利用者の安全を守るための「高齢者施設等の水害対策」 市（高齢者支援課）／事業者		施設改修への助成、防災力向上	
	#3-16	河川区域内に設置されている「恋ぼたるの浸水対策」 市（商工観光課）／恋ぼたる指定管理者		水防資材備蓄・水防活動	
	#3-17	校舎への浸水を防ぐための「小中学校に土のう備蓄」 市（教育総務課）／小中学校		土のう備蓄・水防活動	
拠点等	#3-18	地域の防災拠点となる「北部交流センター（チクロス）」 市（社会教育課）	H29 供用開始	災害時の多目的利用	
	#3-19	避難所を迅速に開設するための「防災倉庫」 市（防災安全課）		資機材の備蓄	
	#3-20	地域住民による水防活動のための「土のうステーション」 市（防災安全課）／自主防災組織	R3 設置開始	土のう備蓄（市内64カ所）	
	#3-21	迅速な水防活動のための「簡易型止水板の備蓄」 市（水路課）／消防団	R2 新規備蓄	簡易型止水板備蓄（市内3カ所）	
意識の向上・啓発等	#3-22	防災について学び考える「防災講座の開催」 市（社会教育課）／市民		各種防災講座の開催	
	#3-23	市民や地域の防災力向上のための「防災講話の開催」 市（防災安全課）／市民		各種防災講話の開催	
	#3-24	消防士が伝える災害への備え「防災講話の開催」 市（消防本部・警防課）／市民		各種防災講話の開催	
	#3-25	災害時の助け合いに繋がる「地域福祉活動の啓発」 市（福祉課）／筑後市社会福祉協議会		災害時の助け合い活動の周知啓発	
	#3-26	高齢者や障害者など「避難行動要支援者への支援制度」 市（防災安全課）／避難行動要支援者、行政区長・民生委員等		避難行動要支援者の避難支援	

空白ページ

第2章 推進スケジュール（治水対策の取組ロードマップ）

3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策					
種類	番号	施策名	従前（R2～R4）	短期（R5～R8）	中期長期
		実施主体	第六次筑後市総合計画 （前期基本計画）	第六次筑後市総合計画 （後期基本計画）	次期総合計画
意識の向上・啓発等	#3-27	防災意識を高めるための「小中学校で学ぶ自然災害」 市（学校教育課）／小中学校		自然災害学習による防災意識向上	
	#3-28	児童の安全を守るための「小中学校の危機管理マニュアル」 市（学校教育課）／小中学校		校内研修や訓練の実施	
	#3-29	住民協働による「JR羽犬塚駅周辺地区の防災まちづくり」 市（都市対策課）／地域住民等（JR羽犬塚駅周辺地区エリアプラットフォーム）	R3 開始	防災まちづくりの推進	
	#3-30	市立図書館に「防災に関する蔵書」 市（社会教育課）／図書館利用者		特設コーナーの設置	
各種訓練・人材育成等	#3-31	応急対策力の向上のための「筑後市防災訓練（水防訓練）」 市（防災安全課・消防本部等）／消防団、自主防災組織		防災訓練の実施	
	#3-32	多数の関係者が集し実施する「筑後市総合防災訓練」 市（防災安全課）／防災関係機関、自主防災組織、市民		総合防災訓練の実施	
	#3-33	管工事業者と協働して実施する「上下水道施設の防災訓練」 市（上下水道課）／筑後市管工事協同組合		防災訓練の実施（上下水道施設）	
	#3-34	利用者の安全を守るための「おひさまハウスでの訓練」 市（こども家庭サポートセンター）／市民（おひさまハウス利用者）		各種訓練の実施	
	#3-35	迅速に人命を救助するための「水難救助体制の強化」 市（消防本部・警防課）		水難救助訓練の実施・資器材の整備	
	#3-36	通報の迅速な対応のための「消防・救急・救助体制の確保」 市（消防本部・警防課）		指令センターの適切な運用	
	#3-37	安全な水防活動に必要な「水防団体制の強化」 市（消防本部・総務課）／水防団（消防団）		高視認性雨衣等の配備	
	#3-38	地域防災力向上のための「自主防災組織への支援」 市（防災安全課）／自主防災組織		防災訓練の実施・資器材整備	
	#3-39	地域防災の担い手となる「防災士の育成支援」 市（防災安全課）／自主防災組織		防災士資格の取得推進	
各種計画・協定等	#3-40	石油等の流出を防ぐ「危険物施設風水害対策実施計画」 市（消防本部・予防課）／市内危険物施設事業所		計画に基づく適正管理の徹底	
	#3-41	役割分担等を取りまとめた「筑後市地域防災計画」 市（防災安全課）／防災関係機関、市民	R5.3 改定	計画に基づく防災・減災対策の推進	
	#3-42	災害廃棄物の処理のための「筑後市災害廃棄物処理計画」 市（かんきょう課）	H29.5 計画策定	計画に基づく災害廃棄物処理	
	#3-43	大規模災害に備えるための「筑後市国土強靱化地域計画」 市（防災安全課）	R3.6 計画策定	計画に基づく施策の推進	
	#3-44	行政機能維持のための「筑後市業務継続計画（BCP）」 市（防災安全課・各部署）	H29.3 計画策定	計画に基づく業務継続	
	#3-45	業務継続のための「介護保険事業所のBCP策定支援」 市（高齢者支援課）／事業者		BCP 策定の推進（R6.4 義務化）	
	#3-46	定期監査時に「社会福祉法人の業務継続計画の確認」 市（福祉課）／社会福祉法人		社会福祉法人 BCP の確認	
	#3-47	人的支援を受け入れるための「筑後市災害時受援計画」 市（防災安全課）	R2.3 計画策定	計画に基づく人的支援受け入れ対応	
#3-48	迅速な応急活動のための「企業や団体との災害時応援協定」 市（防災安全課）／官公庁、企業、団体等		応援協定に基づく支援		
その他	#3-49	保険請求や被災者支援に必要な「罹災証明書の発行」 市（防災安全課・税務課）／被災者		罹災証明の発行	
	#3-50	農家の経営安定のための「収入保険制度」 市（農政課）／福岡県農業共済組合、農家、農業団体	R4 年度に限り実施		
	#3-51	気候変動に密接に関連する「地球温暖化防止事業」 市（かんきょう課）／事業者、市民		計画に基づく対策の推進	
	#3-52	議員がとるべき行動を定めた「筑後市議会災害時行動指針」 市議会（議会事務局）		災害時の情報共有、訓練等	

空白ページ

筑後市流域治水プロジェクト推進計画ver1.00

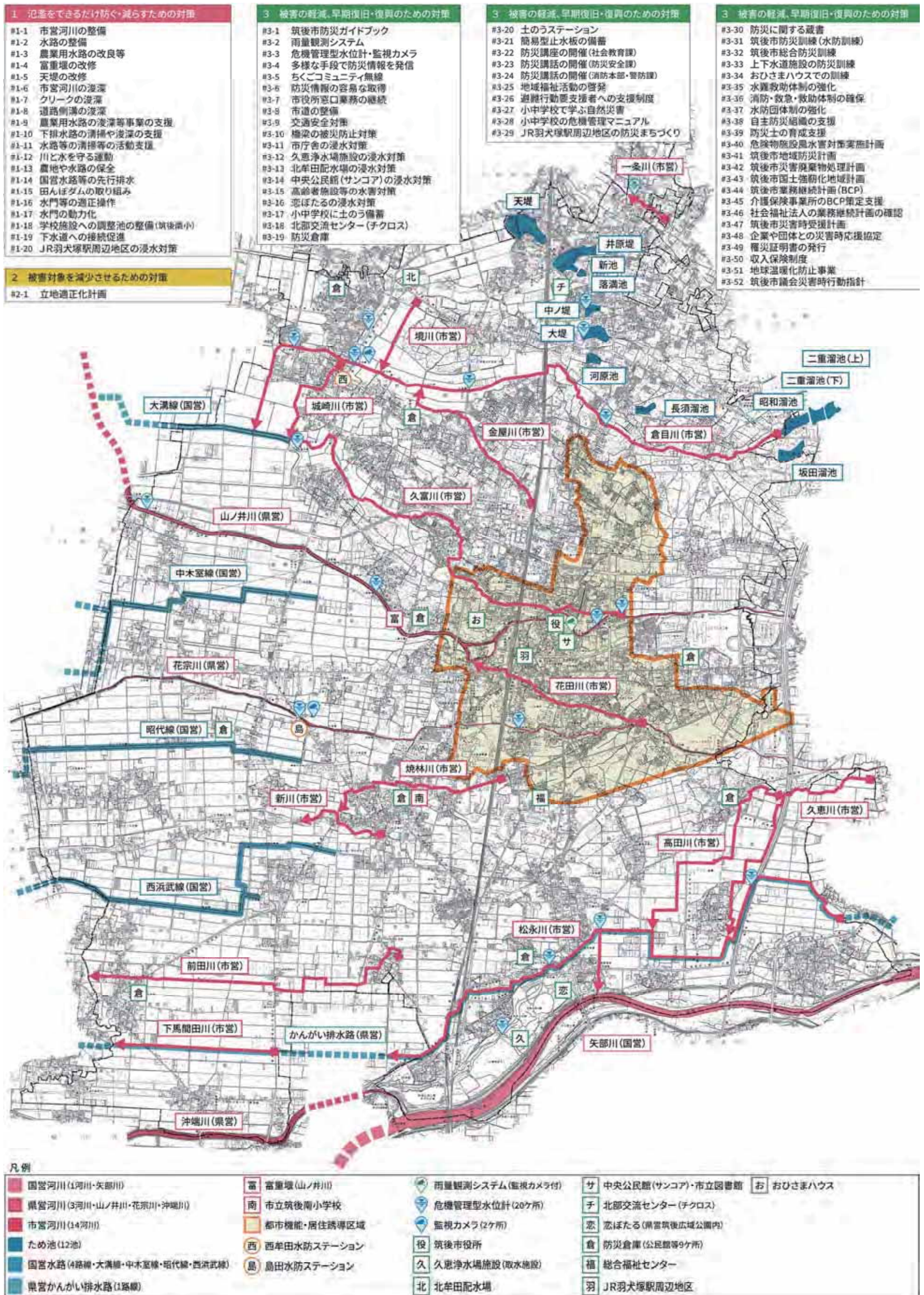
第3章

治水対策の位置図

筑後市の治水対策【位置図】

空白ページ

第3章 筑後市の治水対策【位置図】



空白ページ